2023-1-16 成年後見制度利用促進専門家会議 第1回総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ

〇山野目主査 午後1時を迎えました。委員の皆様、関係官、関係各方面の皆様におかれましては、本日は、お忙しい中、定刻に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議の第1回「総合的な権利擁護支援策の検 討ワーキング・グループ」の会議を始めます。

このワーキング・グループの主査を務めます山野目から御案内を差し上げます。

本日はウェブ会議システムを活用しての実施としております。傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開をしております。

本日の委員の皆様の出席状況に関して、事務局から報告をお願いいたします。

○松﨑成年後見制度利用促進室長 事務局です。

参考資料1のとおりの出欠状況、代理出席、オブザーバー出席となっております。事務 局からの報告は以上です。

○山野目主査 御出席の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に進みます。議題1「厚生労働省による報告」を取り上げます。

はじめに、主査である私が用意した資料1に掲げております検討項目も含めて、厚生労働省からの報告をお願いします。

○松﨑成年後見制度利用促進室長 厚生労働省です。

それでは、主査が用意した資料1と厚生労働省が参考として用意した資料2を用いて説明します。

まず、今回のワーキング・グループは、第二期成年後見制度利用促進基本計画に関するワーキングとなります。第二期計画は、計画自体は5年間の計画ですけれども、このワーキングで取り上げる内容は、令和6年度に実施する中間検証までの間に検討状況を定期的に確認することが必要となるものが対象です。今回のワーキング・グループの論点は、総合的な権利擁護支援の検討に関することです。関係する検討事項は、御覧のとおり複数のものがございます。

これに関連しまして、事務局のほうで資料を作成しております。厚生労働省では今年度から持続可能な権利擁護支援モデル事業を開始しております。第二期計画全般も含め、全体像から御説明します。

第二期基本計画における基本的な考え方としまして、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。併せて、福祉と司法の連携により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。こういったところがございます。

これを受けまして、大きく検討が2つございます。中長期的なものです。左手が成年後 見制度等の見直しに向けた検討で、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の 継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分に考慮し、成年後 見制度の見直しに向けた検討を行うというものです。

右の赤で囲んでいるものが、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援などを身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討するというものです。先ほど申し上げましたとおり、本年度から持続可能な権利擁護支援モデル事業を進めているところです。キーワードとしては、地域共生社会、権利擁護支援、あとは福祉と司法の連携というものがございます。

次のスライド、2つ目の〇のところを御覧ください。これが持続可能な権利擁護支援モデル事業の取組になります。具体的な対応としては、多様な主体による生活支援等のサービスについて、意思決定支援等を確保しながら本人の権利擁護支援として拡げるための方策を検討するというものになります。併せて、寄付等の活用や民間団体等の参画などに関して、運営の透明性や信頼性を確保する方策、地域連携ネットワーク等との連携を推進する方策についても検討するといったものでございます。

この事業では、こういった検討が様々な自治体の実情を踏まえたものとなるよう、モデル事業の実践事例を拡充するということ、そして、各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進めるということで、本日、3つの自治体から御報告を受けてディスカッションするというものであります。

具体的なスキームを下に示しております。おおむね3つあります。

1つが「地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する 取組」ということであります。

真ん中のところが「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」ということで、こちらは本日、八尾市と豊田市から発表があるものでございます。

この取組について、本日の御発表の理解を深める意味で、第二期計画を引用しながら少し御紹介したいと思います。まず、御本人に対して身近な事業者等が日常的金銭管理の支援を行うということです。一方で、身近な方が御本人の支援を行うことになりますので、何らかのチェック機能が必要ということで設定しておりますのが意思決定サポーター等による社会生活上の意思決定支援です。第二期計画には、生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、市民後見人の果たしてきた役割が大きいということ、あと「当事者団体の方」と書いていますが、ピア・サポートの支援が効果的であるということが記載されています。こういったところに、市民後見人の研修の修了者や障害のある当事者の方々が支援に参画するといったことを検討するとされています。また、緑で「監督・支援団体」と記載しておりますが、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援・助言を行う必要があるだろうと。あるいは行政、市町村が出ておりますが、関与を求める必要があるだろうと。そして、専門職ということですので、法的支援や成年後見制度につなぐということで、福祉と司法の連

携と最初に申し上げましたけれども、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討すること。これらに対応するものであります。併せて、意思決定サポーターに関連しましても、基本計画では、必要に応じて専門職等の支援を受けながら意思決定支援を行うということで記載があることに対応するものであります。

右手は3番目のモデル事業です。こちらの趣旨は、基本計画におきまして、こうした権利擁護支援の各種の取組が、寄付といったものを取り入れたような形で取組を普及できるような方策ができないのかということで、検討を進めていくものです。サービス提供者がサービス利用者から直接寄付等を受けることは利益相反のおそれがあるということで、本人が不利益を被らないような仕組み、そして資金の適切な管理方法、効果的な活用方策等も検討するというもので、本日、長野県から発表があるものでございます。

全体としましては、こういった権利擁護支援の各種テーマに関しまして、多様な主体の 参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない 持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討していこうということでございます。

次のスライドは、来年度の予算案ということで、今年度は左手にありますように、意思 決定支援に関する各種現状調査・分析というものをしております。来年度は予定というこ とですが、こういった具体的な取組に関して、モデル自治体の実践例の調査・分析という ことで、御覧のとおりの取組を考えております。併せて、今般のワーキングでディスカッ ションいただくモデル事業に関連しましても、モデル自治体の実践例をさらに詳細に分析 して検討を進めていくという方向で考えているところであります。

次のスライドは、1月16日時点の各自治体の取組状況と検討すべき課題をまとめたもの を御参考として付けております。

併せて、モデル事業を今年度から始めておりますけれども、この実施に当たりましては、 事前に本日御参加の新井委員を委員長とする検討委員会におきまして、モデル事業実施に 当たっての検討事項あるいは留意点の整理ということをやっていただきまして、それを参 考資料4に掲載しております。こういった関係者の御尽力もありましてこのたびワーキン グで発表いただくということになりました。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

主査の説明ペーパーに戻ります。今、申し上げましたとおりの形で検討事項を概観していただきました。今回の検討項目は、生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開される方策と、権利侵害等を発見した場合において、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策、そして寄付等の活用方策ということでございます。

最後に、検討スケジュールです。本日が第1回ワーキングということで、年度を越えまして第2回は6月頃を予定しております。その次が年が明けまして令和6年1月頃を予定しております。令和6年度には5年計画の中間年度ということで、中間検証に入っていくということになります。

厚生労働省からの説明は以上でございます。

○山野目主査 議題1の厚生労働省からの報告を差し上げました。

先に進みます。議題2「モデル事業参加自治体による報告」及び議題3「意見交換」、 これらの2つの議題を併せて取り上げます。

モデル事業の中にテーマ3がございまして、これは都道府県の機能を強化する取組として寄付等の活用を検討するものですが、長野県から報告をいただき、これについての質疑応答と、こちらについてはテーマ3に関する意見交換をまとめてお願いすることにいたします。

それに続きまして、モデル事業の中ではテーマ2も実施されておりまして、テーマ2は「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」でございます。これを現実に検討していただいている地方自治体の中で、本日は大阪府八尾市及び愛知県豊田市から御報告をお願いし、それぞれについてまず質疑応答をお願いします。その後でこのテーマに関する意見交換の時間を設けたいと考えております。

段取りは以上のようなものでございますから、どうぞよろしくお願い申し上げます。

モデル事業のテーマ3、すなわち都道府県の機能を強化する取組としての寄付等の活用 の検討という課題につきまして、長野県の平塚さん、長野県社会福祉協議会の中島さんか ら御報告をお願いいたします。どうぞよろしくお願いします。

○平塚氏 皆様、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました長野県健康福祉部地域福祉課の平塚と申します。本日は、権利擁護支援体制構築モデル事業の実践報告といたしまして、県と県社協の担当者2名でお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、スライドを御覧ください。権利擁護支援体制構築モデル事業を、長野県では 「寄付文化の創造モデル事業」と呼んで、この事業を実施しております。

この事業の実施に至った経過といたしまして、まず県の地域福祉課では、生活保護や生活困窮者自立支援制度、重層的支援体制整備事業、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の幅広い事業を所管しております。その中でも、私、担当といたしまして成年後見制度利用促進や日常生活自立支援事業を所管する中で、定期的に県社協さんとコミュニケーションを取ってきておるところです。その中で具体的な権利擁護支援の体制構築に向けて様々な課題が出される中で、県としても何らかのアクションを進めていかなければならないと課題認識をしておりました。

その大きな課題のうちの一つといたしまして担い手の確保が挙げられます。具体的には、長野県といたしましては高齢化率が32.7%ということで、全国の平均よりも高い水準にあるという中で、認知症高齢者の方が増えてくるだろうということが見込まれております。また、療育手帳や精神保健福祉手帳の所持者を確認してみると、今すぐに成年後見制度等の、権利擁護支援が必要な方が、長野県全体の人口の4.3%に当たるということが明らかとなってまいりました。この考え方ですけれども、宮崎県さんがニーズ把握の手法ということで過去の研修時に実践報告をされた際の数字の出し方を参考にしており、その中で多くの方々に今すぐにでも権利擁護支援が必要な状態にあるという課題が明らかになりました。

その中で支援ができている数字としてはどのくらいなのかといいますと、成年後見制度の利用者、日常生活自立支援事業の利用者につきましては御覧のとおりとなっておりまして、まだまだ担い手が不足しているということが明らかとなりました。現段階は施設の入所者や御家族の支援ということで、今すぐ支援が必要になっていない方も数多くいる中で、今後そうした担い手が不足していくということは明らかでございますので、この部分は、財政的な部分を含めてしっかり体制構築をしていくことが必要であると認識しております。

2点目、支援膠着状態等のトラブルを未然に防ぐということが大切な視点になるかと思います。核家族化の進展等の様々な社会事情によって、身寄りのない方、また相続放棄等によって身寄りがいても頼れない方々が増えてくる中で、具体的な課題といたしまして、本人が生前のうちから準備を進めておけば課題解決が可能な課題であっても、本人が亡くなってしまうことによって課題が増大する、顕在化してしまうということが実際問題発生しています。分かりやすいのは空き家の問題かなと思います。関与を拒否する相続人が相続放棄等の手続をした結果、その家が地域で残ってしまうことで、福祉関係者、行政の関係者も、個人の財産になりますので手出しができなくなってしまうということで、支援の空洞化が発生しているという課題。この部分については、地域防災とか不審火、倒壊等のリスクが長期間その地域に顕在化してしまうということを事前に防ぐための取組が必要になるのではないかと考えております。

3点目、関係性注意事案の寄付の申し出ということで、日常生活自立支援事業を利用されている御利用者様の中でも、お世話になっている社協に寄付をしたいというお申し出をお聞きすることがあります。ただ、実際に寄付を受け付けてしまうことで、やはり周囲から疑惑が持たれてしまうということがありますので、そうした部分をしっかりスムーズに流せる仕組みをつくるということが必要かと思います。反対に、後見活動を実施している団体さんに支援をお願いしたくても寄付をしないとサービスが受けられないという状況や、法外な寄付というところもその団体に求められているという事例も聞いておりますので、しっかり透明性を担保するということもこの事業の中では必要かと思っております。

そうした中で、取組の方針といたしまして、地域福祉支援計画に基づく事業といたしまして、県の社会福祉協議会に委託して事業実施をしておるところです。委託先の検討といたしまして、公益信託を一度検討したところではあるのですけれども、新たな公益法人の設立には時間がかかるということ、信託をする銀行側への手数料等の課題もあります。また、このファンド、事業を実施することでどの程度財源が集まるのか、遺贈等、寄付等が集まるのかが分からない中で、現段階では県社協による管理が適当と考え、県社協に委託して事業を実施しております。

では、具体的な内容につきましては、県社協さんにバトンタッチして御説明をしていきたいと思います。

○中島氏 この事業を受託させていただいております長野県社協、中島です。

今、県の平塚さんのほうから説明がありましたが、この事業をしっかりと構築していく

ために専門委員会を組織しまして、委員7名の方々とこれまで3回の議論を重ねてきております。後半の資料は、1月31日に第4回目の専門委員会を開催する予定にしておりますが、その時に提出する予定の資料です。その都度日にちを更新しながら内容を少しずつバージョンアップしているという状況ですので、この資料が確定ではないことを御了承ください。

このファンドを設置する目的につきましては、平塚さんのほうから県の取組方針も含めまして御説明いただきましたが、判断能力の状態、あるいは身寄りの有無にかかわらず、日々の暮らしであり、あるいはその方が亡くなった後においても、その人の意思や権利がしっかり尊重されるような社会をつくっていきたいという思いを持ちながらこのファンドづくりに今、取り組んでいるところです。このファンドでは、一般の寄付も受け入れていきたいと思っておりますし、遺贈寄付の受け皿にもなっていけばいいなと考えているところです。

次のスライドの中ほどにありますが、判断能力の有無等にかかわらず御本人の意思が尊重されて、権利が擁護されるために、制度事業のみならず、その制度のはざまを埋めるような取組を総合的に進めていきたいと考えています。ここで言う「総合的」というのは、お一人お一人の生活をその方の人生軸、時間軸で捉えて、切れ目のない支援を行っていくことです。また「権利擁護支援」とは、自らのこと、御本人のことが自分自身でできなくなるとき、そこを支え、時に代替をすることです。このファンドの分配によって、「総合的権利擁護支援」の推進を図っていくことができればいいなと思っています。

具体的なスキームは、長野県社協が一旦寄付等をお預かりし、遺贈寄付等の受け皿になりながら、広域のファンドをつくり、一定基準に基づく分配のルールに従って各取組団体さんのほうに分配していく仕組みです。

課題となるのは寄付の受け入れ方、そして分配の仕組みです。専門委員会でもこの2点が大きな論点になっておりますが、少しずつ検討を重ねているところです。

一般寄付につきましては、スライド4、5、6を御参照ください。寄付者メリットも構築したいと思っています。

7以降が遺贈寄付の受入れです。この遺贈寄付につきましては専門知識が必要となります。亡くなった後の財産の寄付になりますので、相続人等との関係も出てくるということで、専門家の方々に遺贈寄付の受入れに当たって事前にサポートをしていただく、そんなチーム編成ができたらいいなと思っているのが8のスライドです。遺贈寄付をしたいという方の御相談を受け止めていくチームをつくりたいと考えているところです。

そのほか使途を指定した寄付等の分配についても、いかにしていくのかということも検 討をしているところです。

また、具体的にどういうタイミングでどういった額を分配していくという分配方法についても検討が必要だと考えています。幾ら集まるか見通しがつかず、なかなか難しいところもありますが、分配のタイミング、年度の総額などについて委員の方々に御検討いただ

いているところです。

できる限り公平で透明性が高いファンドにしていくため、分配先の選定についてもしっかりと今、検討をしているところです。

具体的に分配するに当たっては申請方式を取ってはいかがかなと思っています。既存の体制をより充実していきましょうという枠と、一方で、新たな事業、スタートアップをしたいのだという枠をつくり、その枠によって審査方法は異なると思います。体制重視ということになりますと、ガバナンス、コンプライアンス、運営体制の問題、しっかり情報公開ができているのかどうかなど、その団体全体的なところをしっかりと審査していくのがいいのかなと考えます。一方で、スタートアップに関しましては、事業の計画や連携、その継続性、発展性、そしてどのような戦略を持ってこの取組をしようとしているのか、そんなところを評価していく基準をつくってみてはということで今、検討をしているところです。

最終的に私たちが目指したいものは安心できる未来社会です。このファンドの設置を通じまして、「差別のない公平な社会」「誰一人取り残さない社会」を目指したいと思います。「たとえ判断能力が不十分になったとしても、その人の思いを受け止められる地域の存在こそが『権利擁護』です」という委員からのお言葉もいただいているところです。このような安心できる地域社会、安心できる未来社会を築いていきたいという思いを持っております。

専門委員は、ファンドレイザー、学識の方、当事者団体の方、シンクタンクの方、弁護士、そして公認会計士、税理士というメンバーです。これまでの検討経過につきましては、 最終のスライドを御覧いただければと思っております。

○平塚氏 スライドが前後してしまって大変申し訳ないのですけれども、委員の方々の意見や着眼点ということで、今、中島さんからも話がありましたが、大切にしたいところや目指すべき社会の姿というところについて、非常に多くの知見をいただいております。また、寄付の受入れに関する視点といたしましては、直接受け取ることができない寄付を今回のファンドを通して受け取れるようになるような流れをつくるということをしっかり大事にしたいということが御発言としてありました。

実際この事業に取り組んでみて見えてきた課題といたしましては、その権利擁護というものをどのようにデザインをするのかということが非常に難しいなと感じております。この事業自体は既存事業の財源補填という視点ではなくて、はざまの課題の解決に取り組むチャレンジを支援できる仕組みとしてこの寄付文化の創造に取り組んでまいりたいと思っております。また、「権利」という言葉について、福祉業界では非常に一般化しているかと思いますが、これが本当に大衆化しているのか、この言葉をどう表すのかということについて、大きな課題を感じております。

2番目、寄付を通して何を実現したいかと言いますと、安心して生活できる社会の仕組 み。その仕組みづくりに向けてこの寄付文化の創造がしっかり役割を持てばいいなと感じ ております。

その中で、権利擁護支援団体の評価と分配。実際にやってみないと分からないというと ころが大きいのですけれども、しっかり課題認識を持ちながら、その課題が解決できる仕 組みとしてこの寄付文化の創造にしっかり取り組んでいければいいなと考えておるところ です。

早口の説明になってしまいましたが、御説明のほうは以上で終了させていただきます。 御清聴いただきましてありがとうございました。

○山野目主査 現に長野県において取組をなさっておられる広域的な寄付の受入れに関する事業についての御報告をいただきました。誠に有益な報告をいただいたと感じます。長野県及び長野県社会福祉協議会におかれましては、入念な御準備をなさっていただき、本日丁寧な報告を賜りましたことに御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

委員の皆様にお声がけをいたします。ただいまお話をいただきましたテーマのうちの寄付関連のお話につきましては、ここで質疑応答及び意見交換を一括してお願いすることにいたします。御発言をなさる際には、Zoomの「手を挙げる」機能を用いて挙手をお願いいたします。その際、御発言がお尋ねでいらっしゃるか、意見でいらっしゃるかの別を明らかにしてお話しいただくことがかないますと、議事進行が効率的になります。

〇中村委員 北海道社協の中村でございます。報告、大変ありがとうございました。地域における権利擁護支援における寄付文化は大変重要だということで、これからの取組に期待して、その中での成果を北海道でもまた検討させていただきたいと思っています。

2点ほどあるのですが、私どもは地域における権利擁護支援ということで、日常生活自立支援事業と成年後見制度における中核機関の整備に取り組んでいるのですが、やはり財源問題は大変大きいと思っています。その中で今回の寄付文化というのは一つのポイントかと思いますが、基本的に地域福祉における権利擁護支援事業ということで考えたときに、福祉は公と考えている方が多いのではないかなと感じていまして、そういう中で、これまでの成年後見制度や日常生活自立支援事業とか、こういう福祉サービスというものに公ではなくて寄付という財源が当てはめられることで、公としての責任とか役割とか財源確保がどういうふうになっていくのか危惧されてくると思っていますので、この辺について、今の段階でお話があればお聞かせいただきたい。そして、使うときには、公がやるべきもの、民間がやるべきものということも含めて、どういうものに充てていこうとされているのかと思います。

もう一点は、寄付ということで考えたときに、これまでもいろいろと自分たちが支援してもらっていたということで、お礼を兼ねて寄付をするとかいう部分はあるのですが、それ以外に、寄付をする方には社会貢献としてとか、寄付者によって思いは様々だと思います。寄付者の思いやイメージによっては出口も違ってくるということも考えられますので、そういう面では、寄付者についてのイメージなどの分析、そういうものも今の段階でもし議論されているのであれば、ヒントとしてお教えいただければありがたいと思います。

○平塚氏 まず、私のほうから財源の話についてお答えをさせていただきたいと思います。 財源については非常に重要な課題と思っておりまして、そもそも成年後見制度、日常生活 自立支援事業という社会福祉、権利擁護に携わる事業というのは、財源的な裏づけが非常 に弱い事業であると私自身、感じております。例えば介護保険制度であれば、保険という 形でしっかり収入が担保される中で、適切な生活支援サービスが提供されるという体制に 比べて、日常生活自立支援事業及び成年後見制度は、本人の収入、法律に基づく低所得、 安価な事業ということで、事業運営上、非常に厳しい枠組みになっているということを認 識しております。ただ、その中でも公としてしっかり権利擁護支援に取り組むことで新し い財源確保をしていく必要があると認識しておりますので、ただ、この寄付財源がそこに 乗っているということではなくて、この事業が実際に担っている役割の中に既存の事業以 外にも広範な権利擁護支援ニーズに今、対応しているのではないかというような視点の中 で、既存の事業の補填ではなく、新しい事業の援助の部分にこの財源が充てられればとい うふうに事業を整理して考えておるところです。

○中島氏 2点目のお答えになるか分かりませんけれども、例えば日常生活自立支援事業の契約者が、お世話になったからということで寄付を希望されることも想定されます。当然それを受け入れていきたいのですが、当該市町村社協ではそれを受け入れると利益相反的な関係になってしまいます。それを、今回こういうファンドの仕組みをつくることによって、そこの部分をクリアしたいというような思いを持っています。使途を指定する寄付の受入れの仕組みをつくるべきではないかという意見もあるところです。

加えまして、一般の寄付、企業からの寄付を広く募っていくべきだという委員の方々の 意見もあります。県内にも優良な企業もありますし、あるいは一般の方でも身寄りのない 方や判断能力が不十分になっている方を支えたいという気持ちを持っている方もいます。 社会貢献やその人のお気持ちをしっかりと受け止められるようにしていきたいと思います。 逆に言えば、申請があった取組を公開しながら寄付を募るという考え方もあります。

いずれにしましても、一般寄付、遺贈寄付を含めまして幅広くこのファンドで受け止めていけるように今、検討をしているというところです。ちょっと論点がずれたかもしれませんけれども、お答えさせていただきました。

○山野目主査 論点はずれていないと感じます。既に御報告の中でも問題提起をいただいていたことでございますが、使途を指定し、または使途を指定しないでされるそれぞれの寄付について、寄付者のイメージ、特性をよく分析した上で、それぞれに即応するルールづくりを進めていくということが課題の一つとして紛れもなく存在するということが、ただいまの中村委員の御質疑を踏まえての意見交換で明らかになったと感じます。ありがとうございます。

○西川委員 意見を述べた上で質問をさせていただきたいと思います。細かい点かもしれませんけれども、よろしくお願いします。

寄付や遺贈を受けるということは、リーガルサポートでも公益信託成年後見助成基金の

事務局という形で関わっておりまして、そこでの課題と共通するのですけれども、自筆証書遺言は駄目で、公正証書遺言のみしか受け入れられないということ、それから包括遺贈は受けられないということが課題となっています。これらは非常に難しい問題で、リーガルサポートが関わっている公益信託でも結論として同じようなことになっているのですが、一方で、せっかく自分のお金を役立ててもらいたいという意思があるにもかかわらず、それが生かせないことになるというのは非常に残念だという気もします。現状では、遺言の方式に関して、自筆証書遺言は不可という結論になっているわけですが、それに関してどういった議論がされたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、包括遺贈は受けられないということについても、今、世の中には推定相続人がいて遺贈するという方もいるのですけれども、遺産を承継する相続人がいないので遺贈するという方もすごく増えている。そういう方は包括遺贈でないと目的が達せられないわけです。そういったところのニーズをどう受け止めたらいいのか。これも議論があったのではないかなと思いますので、その辺り、どのような議論があったのかを教えていただければと思います。

○中島氏 自筆証書遺言につきましては、専門委員の中にもいろいろな意見がありましたけれども、そこに証人がいないということで、どうしても公正証書遺言に比べますと遺言の有効性が保てず、その後の相続人さんとのトラブル等のリスクもあったりするのかなと思います。ゆえに、一旦ここは公正証書遺言のみにしていきましょうというところで今、進めさせていただいているということです。

一方で、包括遺贈に関しまして、体制的にその受入は難しいと感じています。包括的に受け止めていくということになりますと、事前にいろいろ御相談を受けていくような体制もつくっていかなければいけないということで、先ほどサポートチームの話をさせていただきましたが、事前にそういった受け止めができる体制を取ってから、そこの可能性を探っていくということにできたらいいなというふうにも考えているところもあります。

○平塚氏 やはり空き家の部分、相続、包括遺贈をされる際に、不動産を含めた建物等の部分、非常に大きな課題だと認識しております。ただ、現在法務省等も様々な形での法律を改正して対応している中で、この事業のみで空き家問題を解決できるというものではないと考えておりますので、その前の意思決定支援の段階で、遺言をつくるときに、この御自宅をどうしましょうかという働きかけを通して課題解決に結びつけるような方向でこの事業としては取り組んでいきたいと考えておるところです。

○山野目主査 既に立法がされ、また立法が進捗していない一つ一つの課題を申し上げますと、遺言書保管の制度は、ここでなさっておられるような取組を踏まえ認識される課題も含めて、何か見直しを考えていってよい部分があるかもしれません。それから、公益信託は法制化の営みが今、足踏みをしていて動いておりませんけれども、進めなければいけない課題であるということが今のお話で感じられました。新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の中間報告について(2022年12月26日)を踏まえるその後の進展

なども注視していくことにいたしましょう。

○永田委員 御発表ありがとうございました。大変有意義な御報告で、私も勉強になりま した。

御質問が2点ございます。1つは、資料にございましたけれども、長野県さんのほうでは地域福祉支援計画の中で地域共生を目標に掲げて、地域生活課題の解決を応援する寄付の文化の創造を目指す、こういうことをおっしゃっていただきました。県の御担当者の方も重層の担当課でもあるということだったのですが、こうした地域共生の取組と今回のこの寄付の取組をどのように重ね合わせようとされているのか。今の時点でお考えがあれば、ぜひ教えていただければと思います。というのも、地域共生の取組とこの寄付の文化の取組が一体となって進んでいくことが重要かなと思いますので、ぜひその点、お考えをお聞かせいただければというのが1点です。

もう一点は、今回県社協さんが中心になって基金をつくっていこうとされているわけですけれども、私はいろいろな形があっていいのではないかなと思っているのですが、例えば各都道府県には共同募金会さんという寄付の受入れの組織もございます。今回県社協さんでこういったことを主導してやっていかれて、今の時点でよかったと感じられている点とか難しいと感じられている点があれば教えていただければと思います。

○平塚氏 まず、重層事業との重ね方についてですけれども、実際に長野県内、2つの市さんで事業のほうを実施しております。その中でも様々なはざまの課題が出てきていると聞いております。そうしたところを県として支援していくに当たっても、はざまの課題、財源課題というのは当然出てくるところになるかと思います。この事業につきましても、判断能力が低下された方の支援を行うためのファンドということになりますが、そうした部分のはざまの課題を解決できるような取組に関しては、しっかりこの寄付財源も活用できればいいなと。担当レベルとしては今、願いとして持っておるところです。

共同募金会さんとの関わりについてですが、実際にこのファンドを検討する際に、長野県内にはほかにも、みらい基金というNPO支援をするための財団もございます。その中でも県社協さんを選ばせていただきましたのは、共募さんについては家庭寄付を中心としたもう少し小さなボランティア団体、NPO団体等への寄付。みらい基金さんについてはNPO法人への活動の支援ということで、少し役割が異なるということ。この事業、権利擁護については、権利擁護支援に取り組む団体さんというすごく限定された対象につきまして、しっかり寄付が回せるような仕組みを新しくつくりたいということで、県社協さんが既に先行して日常生活自立支援事業や成年後見制度のアドバイザー等にも就任していただいているという経過もございますので、そのノウハウを生かした体制構築というところを期待しておるところです。

○山野目主査 関与してもらう団体のそれぞれの特色に応じた対応ということが課題であるというお話をいただきました。

○山下委員 1つ御質問で、寄付先が指定された場合の指定団体へ分配するというファンドのルールを御紹介いただいた部分に関してですが、こちらはファンドが途中に入ることによって利益相反の問題を回避できるという御説明がありまして、なるほどと感心したわけですが、他方で、これが利益相反になるということの理由は、支援をしている団体が寄付先になると、結局、寄付を強要したり、そういう問題があるのではないかということなのだと思うわけですが、そのときに寄付先を指定するという行為を結局、支援団体が行う、関与してしまうのと同じような問題が生じてしまう可能性があるかなと思いまして、その辺、権利擁護支援ファンドのほうで指定型の寄付を受け付けるときに、どのような形でその部分の問題をチェックされるのか、あるいはそういう議論があるのかという点をお伺いしたいと思って御質問しました。

○中島氏 委員の中から、お世話になっているところに寄付したいというお気持ちは受け 止めるべきではないかという意見があり、指定寄付を受け入れる仕組みをつくりたいと考 えています。生前の寄付というよりは、どちらかというとお世話になったところに亡くな った後の財産を寄付したいということがまず想定されるかなと思っています。そういった 中で、公正証書遺言に残すということになりますと、そこで立会人さんと執行者もいると いうことで、利益相反的な関係が回避できるのではないかという検討をしています。今、 御意見いただいたことも含めまして、今度の専門委員会でも委員の方々から意見を頂戴し ていきたいなと思っているところです。

〇山野目主査 今、山下委員から問題提起をしていただいた観点は、実は遺贈ないし寄付の法律行為の中味そのもの、契約書や遺言の文言の精査、それからそれを受ける社会福祉協議会としてのルールづくりとおっしゃっているルールの中味のところを丁寧に拝見した上で、議論を進めていく必要があるであろうと感じます。私も実はそこのところは山下委員と同感で、気になっておりました。恐らく長野県社会福祉協議会におかれては、弁護士や司法書士の先生方を交えてここの検討を進めておられるところであると想像しますし、今、ここでは時間の制約があって、そこのところの法律論や福祉の在り方の観点から見た議論をこれ以上深めることはなかなかかないませんが、ゆるがせにできない課題であると感じますから、引き続き次回のワーキングに向けて考え方の整理や諸調整のお願いを差し上げていきたいと考えます。有益な観点、課題が発見できましたならば、またこちらの会議の皆様に御紹介申し上げるという段取りを考えておりますから、長野県及び長野県社会福祉協議会におかれまして引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

先に進みます。議題2の中のモデル事業のテーマ2を取り上げることにいたします。

これにつきまして、まず大阪府八尾市の岡本さんにお声がけを差し上げるに当たりまして、別してお礼がございます。2022年12月16日にこのワーキングの主査を務める私が御地に訪ねさせていただきまして視察をいたしました。温かくお迎えをいただきまして、有益な意見交換をいただくことができました。その折の成果やその後の経過も含めて本日御報告をいただくことがかなうものではないかと楽しみにいたします。岡本さん、どうぞよろ

しくお願いいたします。

〇岡本氏 先日はお越しいただきありがとうございました。私は八尾市健康福祉部次長兼 地域共生推進課長の岡本と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日のお話ですけれども、限られた時間の中での御説明になります。私たちが現行制度の中で感じております権利擁護支援に係る課題に触れさせていただいて、そこから持続可能な権利擁護支援モデル事業に着手して、関係機関のヒアリングなどを通じてそこで実感することになった事業の現状と課題、今後の展開について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、八尾市の御紹介でございます。八尾市は平成30年度から中核市に移行いたしました人口26万人強の都市でございます。大阪市に隣接していまして、大阪市のベッドタウンになっている一方、ものづくりを中心とした中小企業のまちでもございます。高齢者数が7万4000人程度で、高齢化率が28.3%。地域包括支援センターが充実しており、基幹の市直営のセンターと15か所の委託センターを持っておりまして、障害のほうの総合相談を担当いたします基幹相談支援センターを市直営で設置をしているという状況でございます。令和3年度には社協のほうに権利擁護支援における中核機関ということで、権利擁護センター「ほっとネット(ほっとかれへんネットワーク)」を設置しております。

権利擁護支援を取り巻く現状と課題でございます。まず、高齢者の実態ですけれども、 後期高齢者数が増加するとともに、認知症高齢者に関する相談も増加しております。後ろ のほうに資料をつけておるのですが、さらに独り暮らしの世帯が増えることによって、家 族では支援できない状態になっておられる方がたくさんおられるという状況で、16か所あ る地域包括でもなかなか余裕を持って対応できないという状況になってきています。独り 暮らしの高齢者の方が認知症とかで判断能力が低下してきた場合に、誰が金銭管理するの かという問題は常に起こっております。特に身寄りのない方の場合、まず地域包括支援セ ンターに相談が入るのですけれども、そこから支援策を講じていっても成年後見制度の活 用とか、そういったところもなかなか追いつかない状況がございます。そのため、親族は もとより、サービス事業者、施設等がやむなく金銭預かりをするというケースが存在いた します。結果、現実的にはサービスを実施する事業者と金銭を管理する事業者が同一であ るという利益相反的な状況がやむなく生まれてしまうということもありまして、現状では 記録をまめにしてもらったり、複数人で管理してもらったりという策を講じていただいて いるような状況でございます。ただ、これにも限界がありまして、昨今は詐欺被害の拡大 等々で金融機関の窓口で非常に取扱いが厳しくなっておりまして、本人以外は引き出せな いという状況も出てきておるところでございます。このように増えるニーズに対応し切れ ない状況が起こっているということでございます。

障害者の実態でございますが、障害の分野では精神障害者の数がかなり増加しているということもございまして、日常生活自立支援事業、この後「日自」と言わせていただきますけれども、日自へのニーズが高まりまして、非常に専門性の高い対応が求められている

というところでございます。現在、国のほうでも日自の金銭管理等、いろんな手続についても見直しの検討をいただいているというところだと思うのですが、事務が煩雑であるところに加えまして、対応困難なケース、例えば毎日窓口に来られるような方、1日に何十回も電話をされる方などもかなり増えておりまして、日々の業務に追われているという状況でございます。日自は増え続けるニーズに即時に対応していくというのがなかなか難しい状況になっているかなと思っているところでございます。

次に、市民後見人さんの実態です。市民後見人として活躍いただいた方も70歳の定年を迎えることで、意欲があっても経験を生かすことができない方が実際いらっしゃいます。この定年制度というのは、大阪の場合は70歳ということなので、市町村によって違うかと思うのですが、まだまだ活躍できる方がいらっしゃるという状況でございます。また、バンク登録をされている方で待機中の方の中にも早く受任をしたいと思ってくださる方も一定数いらっしゃるのだけれども、そのほかに知識を生かせるとか、0Bの方でも経験を生かせるような場が欲しいという声が上がっているような状況でございます。本市としては、これらの方々について活躍いただける場をつくっていきたいなと考えておったところでございます。このように権利擁護支援のニーズが増加している状況と、熱心に活動いただいている市民後見人さん、そういった思いの実態を踏まえまして、本市ではモデル事業のほうに着手することにいたしました。

さて、モデル事業に取り組むということにした本市ですけれども、モデルでやるからには、やってみてどんな課題があるのかというところを拾い上げていきたいなと思いました。モデル事業としての対象者の想定としまして、これは社協とも大分話をしたのですが、成年後見制度とか日自の対象者とできれば重ならないほうがいいということで、そこの図にあるような形、収入の少ない方で身寄りのない方で、日自の対象者と少し重なるのだけれども、主に判断能力の低下が比較的軽度な身寄りのない単身の高齢者の方をターゲットとして一旦取組を始めてみようかと。その後に対象者を拡大していくということで考えたいと思っております。

ターゲットの想定には実は関係機関へのヒアリングの結果も影響しておりまして、ニーズ把握のために社会福祉法人などに自身で金銭管理のできない方の実態の聴き取りをさせていただきました。特養などで施設の金銭管理をされている場合、かなり厳格にされているケースが多いということで、モデル事業に協力いただけるようなところの事業者さんなどであれば、ヒアリングをするような施設においては適正に管理がされている実態があるため、導入によって課題が表れたりする効果が少ないのかなと思いました。一方、在宅で生活されている方の金銭管理というのは契約などに基づいていないもので、関係者が通帳のありかを知っている、印鑑の場所を分かっているみたいなところで、詐欺被害とか何か搾取が起こった場合に本当に取り返せないような事態が出てきます。そういった搾取とかの可能性がないとは言えないということで、非常に危うい状況であることが分かってまいりましたので、モデル事業でここをターゲットにしていくということによって様々な効果

があるのではないかと思っております。現在、実際の管理がまだ始まっていないのですけれども、モデル事業をスタートするに向けて、対象者の選定を関係機関とともに行っているという状況でございます。

本市で当初に想定している全体像でございます。赤の部分は「おかねのみまもり」です。 青の部分が「おもいのみまもり」でございます。国のほうで想定いただいているスキーム を基に想定した図式になっております。窓口・支援団体は中核機関も担っていただいてお ります社協に委託しまして、金銭管理を行う事業者と見守りを行う市民とのやり取りを担 当してもらうことを想定しています。

本人は社協に相談して、申込みをして、そこから現況の聴き取りをしながら見守り隊とのマッチングを行っていくということになります。金銭管理サービスにつきましては、本人が利用する金融機関とかサービス事業者などを想定し、本人との契約により金銭管理をすることを想定しております。見守り隊が定期訪問して、本人のニーズの聴き取りをしていく。これらの金銭管理の状況とか見守りの状況が社協で集約されて、監督機関でのチェックを定期的に受けていくというところを想定しております。なお、日常的に引き出しができる金銭については金額の上限を設定して、大きな買物や契約を行う際は見守り隊による本人の意思確認を基に実行するということを想定いたしております。

次に、「おもいのみまもり(見守り隊)」でございます。国でも想定いただいています ように、金銭管理サービスの内容も含め本人の意思決定支援を行っていくということでご ざいますが、金銭管理を望まない対象者の方もいらっしゃるだろうということで、金融機 関への付添いも一定想定をいたしております。月2回程度の訪問を行うこととして、本人 とのコミュニケーションの中で本人の意思を酌み取って、必要な支援をしていくというと ころでございます。見守り隊員につきましては、市民後見人バンク登録者、市民後見人の OBに登録いただくということを想定しておりまして、今、既に手挙げをしていただいてい る状況でございます。市民後見人養成研修を受講されている方を当初は想定しております ので、本事業に関わっていただくに当たって、必要なオリエンテーションとか研修をして いくことになると思うのですけれども、一定前提条件の研修を受けておられるということ で、今後追加でどんなものが必要なのかとか、裾野を広げるときにどんなものが必要なの かということについては、これから実際に担当いただく見守り隊の方々と一緒に積み上げ をしていくということになるかと思います。また、見守り隊になる方には個人情報保護で あるとか、モデル実施に当たっての留意事項など、御登録いただく際に必要な要件につい て了承いただくことになります。モデルのみならず、将来の制度設計に向けては担い手の 可能性を広げていくということが必要だと考えております。

この図が登録制の見守り隊のスキーム図になります。10ページのほうには「おもいのみまもり」のスタートまでの手続、事務手続をまとめております。今、想定しておりますのは、見守り隊は登録をして、本人から申請をいただくという形でございます。社協が窓口になりまして、面談等によりマッチングを行っていくと。マッチングをした上で、見守り

隊から承諾書を受け取って、本人にスタートの通知をしていくということで事業開始という形になります。本人からマッチングの際に希望をしっかり聴き取っていくというところが重要になるかなと思っております。

現在はモデル的に事業をスタートさせるべく、走りながら考えて、考えながら走っているという状況でございます。見守り隊に登録いただく方を募りながら、ターゲットとなる利用者の選定に取り組んでいるところでございます。まさに手探り状態というのが今の状況ですけれども、我々市の担当者も含めて社協と一緒に一つ一つのアクションを積み上げているような状況でございまして、例えば市民後見人さんとは違って、幾ら0Bさんだからといってもその役割がちょっと明確でないような部分があって、課題が出てくる都度判断しながら支援をすることになるかなと。その積み上げをしっかりやりたいなと思っています。特に市民後見人0Bの皆さんというのは、後見人として活動していただくときは、ほとんどの対象者の方は施設とか病院に入っておられる方です。今回は在宅に行くのだということで、もしかしたら行ったらずっとつかまってしまうかもしれない、何回も来てほしいと言われるかもしれないと。しかも、今の時点では一定の判断能力がある方ということを想定しておりますので、これまでの市民後見人としての活動では想像できないような事態があり得るのではないかなと考えているところでございます。万が一の事故に備えるなど、見守り隊にも安心して関わっていただくような環境整備も最低限必要だと思います。

このようにモデル特有の課題もあるのですが、これもクリアしながら、成年後見制度に 代わる仕組みの構築に向けた課題整理をしているところでございます。例えば、本市では 市民後見人の養成に積極的に取り組んでいるのですけれども、このような仕組みを本格稼 働していこうと思うと、一生懸命やっている方がたくさんいるとはいっても数が限られて いるので、そういう意味で言うと、到底担い手がニーズに追いついていかないということ も考えられますので、裾野を広げるために、副業の方も含めて幅広い市民層の方に関わっ ていただく。例えばターゲット層になり得る高齢者の家に訪問する機会のある生命保険会 社さんなどもちょっとお話をさせていただきながら、事業者さんの関与の可能性とかもな いのかなということも今、探っている状態でございます。

「おかねのみまもり」につきましては、金融機関等へのヒアリングなどを通じてさらにハードルが高いということが分かってきたところです。そこにいろいろ書かせていただいているのですが、縮小傾向にある窓口において、記載のように認知症疑いのある高齢者の方などの対応に非常に苦慮されているということをヒアリングで相当お聞きしております。また、詐欺被害防止の観点から現金取扱いの厳格化が進んでおりまして、金融機関側には多額の現金の引き出しを止めるすべがないということで、後から家族を含めてトラブルになるケースがあるというところや、家族が本人の口座から現金を引き出すことを原則認めていないということで、何で定期預金を引き落とされないのか、何で解約できないのかというトラブルが非常にあるということでございます。どの金融機関においてもモデル事業の趣旨については賛同いただけるのですけれども、自分のところで管理をするとか、そう

いったところの事業参画は非常に厳しいというところですが、今後介護サービス事業者さんなどが引き出しをされるというところに行政が関与するのであれば、何とか協力していこうかというふうな動きも少し出てきたところでございます。

令和4年度中に数件をプレ実施する中で、翌年度にかけて課題の洗い出しや効果検証等を予定しております。今後事業を広く展開していくに当たっては、多くの課題の整理が必要だと思っております。資料に意思決定支援サポーターさん、金銭管理サービス事業者さんに関する課題をまとめさせていただいております。あと、ここには書いていないのですが、8ページの全体図にあった監督機関の設置もしていかないといけないのですが、少し役割の整理をしながら、今、三士会さんのほうに協力要請をしていくような形で、監督機関としての役割もしっかりと積み上げていくという課題もございます。

本市ではボトムアップで課題を積み上げながら仕組みづくりを行っており、現時点で仕組みを確立できていないというところで、本当に中間報告という形にはなるのですが、肌感覚として関係機関と一緒に積み上げるプロセスを共有するということそのものにすごく大きな意味があると感じているところです。モデル事業のターゲット層が現行制度の下での想定であるため、今後、成年後見制度の改正の方向性とともにターゲットが明確になってくれば、担い手の資格要件についても絞り込みができるかなと思っているところでございます。

次のページ以下には参考資料を添付させていただいております。非常に雑駁な説明となってしまって申し訳ございませんが、以上が八尾市の取組の報告でございます。御清聴ありがとうございました。

〇山野目主査 岡本さんから八尾市の様子の御報告をいただきました。岡本さんがパワフルに率いているチームは、市や社会福祉協議会の若い皆さんが力をあわせてなさっておられます。その成果を今、お話しいただいたものと感じます。

委員の皆様から、ただいまのお話に対する質疑のところに限って御発言があおりでありますれば頂戴いたしたいと考えます。岡本さんのほうが先回りしてお気遣いの御案内をしていただいてしまいましたが、これから後は日常生活自立支援事業を簡単に「日自」とおっしゃっていただくことを妨げません。中味のほうで有益な議論が必要ですから、どうぞ簡略にお話しいただければと望みます。

○水島委員 報告ありがとうございました。

新たな仕組みも含めて体制構築を進められている中で、特に金融機関との関係では、非常に参画におけるハードルが高いということが発表にもございました。改めて金融機関との間で具体的にどのようなやり取りがあって、本事業の事業者として参画するにあたってどのような課題があるのか、もう少し具体的に教えていただければ幸いです。

○岡本氏 信託銀行さんであるとか信用金庫さん、ゆうちょ銀行さんなど、いろんなところにヒアリングをさせていただきました。当初は何とか金銭管理、預かりサービスのほうで何か役割を担っていただけませんかということで声かけをさせていただいたのですが、

到底そんなところには届かないと。例えば、お話しさせていただきましたのは、1人の方が同じ銀行の中で口座を2つに分けて、大きなお金を管理する口座と、日常的な、10万円ぐらいまでの範囲のお金を管理する口座を持って、例えば第三者の支援員みたいな人がいて、うちでいうところの見守り隊みたいな人が付き添った場合とか、第三者の方が使っていいよと言った場合に定期預金を崩すことができるとか、そんな仕組みはできないものですかというお話もさせてもらったのですが、例えば口座を2つつくること自体ができませんというお話もございました。

まず、第三者が引き出しをするというところは、例えば前はできたのだけれども、今月からはできないというように、日々取り扱いが厳しくなるという状況があらゆる金融機関の窓口で起こっていると思います。それは詐欺被害が非常に大きいというところと、後から家族さんとのトラブルになるケースが非常に多いというところがありまして、1つはそうした状況を踏まえて金融庁さんからかなり強い指示を受けておられるということもお聞きしております。報告の中でも同じように、定期預金を引き出すことができないという場合に、本人に判断能力があるのかどうか、わざわざ病院に行かれたり、自宅に訪問されたりして、判断シートを使いながら本人さんの判断能力が危ういなとなれば、成年後見を使うまではお金を出せませんというふうなことが日常的に起こっているというところです。

そこは例えば金融庁さんなどの指示があるといったところがあるので、そこに少し行政が関与するような仕組みがあればとか、例えば通帳を2つに分けて守ることができる仕掛けが認められるのであれば、ぜひやりたいというのが金融機関の現場の声だったと感じております。そういった仕組みのところで、我々ではどうしようもないところを何らか制度化できるようなところがあって、詐欺被害を防ぎながら、でも、本人さんの意図に沿わないようなお金が浪費されてしまったり、搾取されてしまうような状況を防ぐということができたらいいなと思っているところでございます。

○山野目主査 ただいまの話題は意見交換でも引き続き議論をお願いできればと考えます。 ○星野委員 社会福祉士会の星野と申します。今日は御報告ありがとうございました。

スライド10のところの登録手順のところです。御本人の登録というところから始まる事業だと思うのですが、お金のことを第三者に支援をお願いするというのは、判断能力があればこそ、御本人、当事者の方たちは必要性をあまり感じられないかなと思うのです。八尾市さんではこの事業を利用されるとよいなと思う方にどんなふうに周知をされていかれるのかとか、どんなふうにこの事業を御案内していくのか、その辺りを教えていただきたいなと思って質問させていただきました。

○岡本氏 おっしゃるとおりです。今、どうしてもターゲットの決め方を、まだ判断能力がある程度残されている方、御自身で管理をしようと思えばできる方ということになってしまいますので、不便を感じておられても第三者に管理されるのが嫌だとおっしゃる方が非常に多い状況でございます。

私たちがまず見守りのところを中心で絵描きをしていきたい、この部分を先にスタート

させたいという思いがあったので、お金の管理は窓口までついていくということでもいいのではないかと思いました。金融機関さんも第三者だから引き出せませんよというお話が先にありましたもので、それだったら一緒についていくような仕掛けで何とかならないかなと考えていたところです。とは言いつつも、やはりモデルとして実施していく中では、金銭管理サービスの部分もやっていく、第三者が引き出すような仕掛けも一緒に考えていきたいと思っていますので、まず今、地域包括支援センターさんのほうにまさに金銭管理等々で困っておられるようなケースの洗い出し、御協力依頼をさせていただいているところでございます。

そこに事業の説明をさせていただきながら、あくまでも現段階ではモデルということでありますので、一定の金額、管理をするために幾ばくかの管理料を頂くようなスキーム、絵を描いていくのですけれども、もしかするとそれをキャッシュバックするような形で最初はお願いしないといけないかもしれないのですが、何らかこの形を動かしてみるようなところに協力を求められるような方を、幅広く地域の関係者の方に御協力依頼をしていると。今の段階ではそういった状況でございます。

## ○渡邊代理 倉敷市伊東市長代理の渡邊美和子です。

こちらからは市町村としての取り組み方についてお伺いしたいと思います。このモデル 事業は、1自治体当たり500万円で、補助率が4分の3の事業です。山野目先生から、すば らしいチームで動かれているということをお伺いしたのですが、どのような体制でこの事 業を動かされているのかということをお伺いできればと思います。

○岡本氏 今、市のほうもいろんなスキームづくりであるとか対象者の選定とか、そういったところについては一緒に関わらせてもらっているのですが、事務局としての部分を今、社協さんに委託をさせていただいておりまして、ほとんどが社協さんに委託をする委託料として組ませていただいています。その中に例えば金銭管理をするとか、見守り隊さんの支援をする中での経費、本人さん負担以外の部分等も含めてそこで負担をいただくということを想定させていただいて、契約の形態としてはほぼ市からの委託というところで組ませていただいているという実態でございます。

市町村の立場でということでいきますと、4分の3の補助ですので、当然市のほうでも 拠出をしていかないといけないということになるのですけれども、今、このモデル事業の 実施も含めて、我々は今、重層的支援体制整備の手挙げをしようということで準備段階に なっておりまして、重層支援の中ではこの権利擁護の問題が非常に大きいと考えておりま すので、重層的支援体制の一つの柱として据えるという形でこの部分のモデル等々にも取 り組ませていただいている、そういった体制を取っておるところでございます。

○山野目主査 今の点も引き続き意見交換で御議論いただく事項があるかもしれません。 渡邊さんからも何かありましたら、その際にまた仰せいただきたいと望みます。

それでは、引き続きまして、愛知県豊田市のお話を伺うに当たって、安藤さんにお声がけをするに当たり、やはり私から御挨拶がございます。2023年1月18日に私が視察に参上

させていただくことになっております。お騒がせをいたしますけれども、有益なお話を伺 うことができるであろうと考えておりますし、私自身は本日、その予習の心構えでお話を 承りたいと考えております。安藤さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤氏 愛知県豊田市福祉総合相談課の安藤と申します。本日はこのような貴重な機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

国のモデル事業を受けまして、豊田市では地域生活意思決定支援事業という形で試行実施をしております。本日は、その御報告をさせていただければと思っております。1点PRをさせていただくと、右下にありますが、豊田市は地域共生社会の実現を本気で目指している自治体でございまして、その中で本日の権利擁護支援や意思決定支援もすごく重要だと思っています。そうした内容をまたPRしていければなと思いますので、このサミットにも御関心があれば、ぜひお越しいただければと思います。

本日の報告事項は大きく3つの枠組みによって報告させていただければと思います。まず1点目、こうした事業に豊田市がなぜ着手するに至ったかという背景について御説明させていただきます。2点目は、実際に試行という形でモデルケースが開始しております。それに関する事項を幾つか述べさせていただきます。最後に、まだまだ実践が始まったばかりなので、十分な活動はできておりませんけれども、現時点での振り返りや、今後考えていかなければいけない課題などについて御報告させていただきたいと考えております。

1点目、この事業を開始する背景というところを御説明させていただきます。

まず、豊田市の概況について御案内させていただければと思います。豊田市は人口約42万人の中核市と呼ばれるような都市でございます。面積は900km²を超える、愛知県でも一番広い自治体でございます。そして、後ほどにも少し関連しますが、市町村合併により7割方が岐阜県境や長野県境である中山間地になっております。このような地域においてはサービス提供を行う事業所が幾つかあるのですが、ほとんどが社協一手で引き受けているような状況もありまして、社会資源が限られているような地域も持っています。そのほか権利擁護支援に関連するような情報は以下のとおりでございますので、御参照いただければと思います。

ここからは具体的なお話に入ってくるわけでございますが、権利擁護支援に関するニーズを少し整理しております。皆様、豊田市というまちをぜひイメージしていただければと思います。恐らく車のまちとか産業のまちというイメージを持たれる方が多くいらっしゃるかなと思います。企業城下町として発展してきた豊田市でございます。そのため、都市特性としてどういう状況にあるかというところでございますが、就職を機会に豊田市で暮らし始める方も非常に多いというまちになっております。そのため、出身であるとか実家が県外や遠方であったりして、親族の方を頼ることができない市民の方が多くいらっしゃったり、その状態がずっと続いていって単身高齢者になったり、あとは親亡き後においても頼る方がなかなか近くにいないという市民の方も多く暮らしているまちでございます。こうした方々も含めて全ての様々な市民の方が安心して豊田という地で暮らし続けていた

だきたいと我々も考えておりますので、そのためには、御本人自身が自ら生活を考え、どういうふうに過ごしたいかと考え、それに基づいて例えば生活を実現するためにお金をどう使っていくかとか、手続をどう進めるのかというところを考えていくことが重要だと思っております。

下の絵は具体的なイメージ、身寄りに期待される支援を受けられない可能性がある人の イメージということで、このような図式を使ってイメージを中で共有したり、簡易の推計 ではございますが、市内のおおよそ6,000人以上の人がこういう対象になるのではないかと いうことを数字としても共有しているところでございます。

さらに、ニーズがあるということ自体に加えて、新たな支援策を考えていく必要性についても整理しているところでございます。これまで意思決定支援や権利擁護支援に関する課題については、御家族にその対応を一手に引き受けていただくか、もしくはこの専門家会議でも議論されております成年後見制度の利用促進、こうした形によって対応してきたところでございます。一方で、先ほど申し上げた身寄りを頼ることができない方を含めた権利擁護支援に関する課題は日々増大、多様化しておりまして、これらの中で人材とか財政の観点から、持続可能な形を取っていくには成年後見制度だけではなかなか厳しいということが改めて分かってきているところでございます。

下の図を見ていただきたいと思います。「具体的に生じる課題」と右の上に書いてありますが、例えば契約とか治療の説明を本人と一緒に聞いて、本人に寄り添って考えてくれる人がいないとか、お金の管理の問題や日用品の買い出し、死後とか緊急連絡先の問題とか、そのような課題が生じているわけでございます。これに関しては、今のところ家族や民間サービス、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用、そして我々行政が緊急的に対応するようなものを何とか駆使しながら実施しておりますが、それぞれにおいてもここに述べさせていただいているような課題がありますので、仕組みとしてはなかなか継続性が厳しいところでございます。そのため、こうした対応策も引き続き充実させたり、改善していく必要がございますけれども、新たな支援策を持ちながら権利擁護支援の体制をつくっていく必要があると考えているところでございます。

では、ここから具体的な事業の試行内容について御説明させていただきます。

検討体制については、会議体を設けながら、そしてワーキングで具体的な議論を交わしながら実施をしております。弁護士をはじめとした司法の関係者や学識の方とか、社会福祉法人の方にも入っていただいておりますが、我々豊田市が意識しているのは、当事者の方やそこにすごく近い方に御参画いただきながら、支援を受けるとか活動によって支えられる方、そして一緒に地域で生きていく方の御意見を賜りながら進めてきているところでございます。

9ページが実際の試行のスキームを示した簡単な概要図、ポンチ絵になっております。 先ほど来述べてきた家族や成年後見制度に求められてきた内容。少し具体的に申し上げま すと、日常的な範囲と呼ばれる部分の金銭管理、そして意思決定支援、さらにこうした活 動を支えるような仕組みであったり、その支援が適切に行われているかという確認や監督、 これらを性質ごとに分解して、多様な主体が得意とするところを生かしながら、分解した 支援などを分担し、そして連携し合うという仕組みを考えているところでございます。

もう少し具体的に見ていきたいと思います。中心にいるのは御本人さんでございます。 権利擁護支援チーム、第二期成年後見制度利用促進基本計画に書いてありますが、こうし た考え方の下、支援を実施していくのが大前提であります。

その中で、左手に赤色で「生活基盤サービス事業者」と書いてありますけれども、こちらの事業者が日常的な金銭管理の支援や利用料等の支払いの支援をしていきます。これらを介護保険や障害福祉サービスを実施している事業者が付随する支援として実施しているのが豊田市の形でございます。この形の理由としては、介護の事業所においてもなかなか介護保険ではできない部分の支援があるとか、障害の関係の方、特に親の方から日頃お世話になっている障害福祉サービスの事業所にもっと関わってほしいとか、そういう声もいただきましたので、このような形を考えているところでございます。

さらに、お金の管理だけではなくて、そのお金の使い方について本人の意思や、それに基づくお金の執行がされているかということも含めて意思決定を支えていく必要があります。その一つの重要な役割、主体として、右手に書いてありますが、意思決定フォロワーに関わっていただく形と考えております。国の絵ではサポーター、支援者という考え方でありますが、あくまでも支援をする、支援を受けるという関係ではなくて、御本人さんの意思、やりたいことを支持するという意味で「フォロワー」という言葉を使いながら、定期的な訪問をしてお話を聞いたりしながら、本人の生活の意思決定の後押しをするような役割を設けているところでございます。

こうした支援チームでAさん、Bさん、Cさんという活動が生まれていくわけでございますけれども、そこを地域全体で支えようということ。併せて適切な支援をチェックしていくということで、権利擁護支援委員会という組織を設けております。こちらも事務局と呼ばれるような、日々の相談を受けたり、月次報告で状況を確認していく役割と、合議体を設けて、その報告を受けながら実際の活動状況をもう少しみんなで確認したり、あとは金銭管理の監督を行う担当者を選定するような役割を持つ。加えて、いろんな意思決定の難しい場面について助言をすることを検討する組織でもあります。さらにはそれだけでなくて、実際現場に行って金銭管理の監督として状況を確認したり、意思決定のフォロワーだけでは難しいような場面について一緒に考えたり、いろんな場面を支えるような役割の専門員を配置しながら実施をしていこうと考えているところでございます。

そのほか、豊田市という行政においても、事業の実施主体であるとか権利侵害からの回復支援ということで、成年後見制度に適切につなげる場面もあるかと思いますので、そのような役割もあるのかなということで、こういう模式図を使っているところでございます。さらに、今の概念図だけではなくて、我々行政としては具体的な事業に落としていかな

ければいけないところもございますので、次のような資料を整理しております。上から順

に説明させていただきたいと思います。

まず、御本人の対象者像というところで、どのような方を対象としていくのかという整理にしておりますが、大きく3点ございます。1点目は、精神上の理由または社会的障壁により、意思決定とか金銭管理等に支援が必要な方ということにしております。認知症だからとか知的障害者だから、精神障害だからというだけではなくて、いろんな生きづらさも捉えながら意思決定とか金銭管理の支援が必要な方を対象にする必要があるのではないかと考えている次第でございます。ただ、公費を投入する部分がございますので、当該課題に対して親族の支援とか民間サービスによる支援を受けることが困難であったり、それだけでは不十分な方を支える必要があると考えております。そして、これらの取組は契約によって実施する部分もございますので、支援の内容を理解できる、または将来的には成年後見制度を利用されている方がこの事業を使うということも想定しながら対象像を整理しているところでございます。1点留意点がございまして、右の吹き出しに書いておりますけれども、御本人さんが、生活基盤サービス事業者がもともと実施しているサービスを使っていない場合は、日常生活自立支援事業、ここでは福祉サービス利用援助という意味でございますが、そこから始めていただいて、契約能力があるかどうかというところも含めながら確認をしていく必要があると思っているところでございます。

事業の建付けとしては大きく2つの事業があります。青色で書いてあります意思決定フォロワー推進事業と赤色で書いてあります生活基盤サービス事業。これらを重層的支援体制整備事業のように、2つの事業を1つにくくって地域生活意思決定支援事業として進めているわけでございます。

意思決定フォロワーの表に書いてあることは先ほど私が説明した内容を整理しているところでございます。意思決定フォロワーを支える役割として、フォロワー推進事業の中にも権利擁護支援委員会の役割として、定期的な相談を受けたり、疑義が生じたときのバックアップの対応をしていくとか、そういう役割を持っているところでございます。

右手に視点を動かしていただいて、生活基盤サービス事業のほうは、豊田市が指定した 介護保険や障害福祉サービスをやっている事業者にお願いする形でございます。そして、 豊田市で法律家の先生と一緒に整理させていただいた契約書や重要事項説明書を使ってい ただくということを前提に、本人との関係性を担保していただきながら実際の支援に入る と。そして、日々の状況の報告を聞いたり、四半期ごとに金銭管理の状況を緑の権利擁護 支援委員会がチェックしていくというような役割を持っている次第でございます。

さらに、実際の支援が始まっておりますので、事業の運営の費用や利用者負担も一旦の整理をかけているところでございます。下のところを見ていただきたいと思います。左から順に説明させていただきます。まず、フォロワーさんの活動費というか、実費弁償となるようなところは月額3,000円程度を考えております。この3,000円は、フォロワーの活動が比較的日常生活自立支援事業の支援員の役割に近いところもございますので、その利用料を基に算定をしているところでございます。もう一点、フォロワー推進事業での権利擁

護支援委員会の費用でございますが、ここは行政、豊田市が全て見るような形を想定しています。この事業は福祉的な範囲であるものの、市民が自らの生活を意思決定できる環境づくりを支えるものであって、それは行政が整えるべきだと考えておりますので、我々が公費として見ていくような形でございます。

一方で、日常的な金銭管理と呼ばれる部分に関してです。右手の赤いほうを見ていただきたいのですが、事業者に運営費として見ていただくのは月4,000円ぐらいを考えております。そして専門員が金銭管理を行う報酬に近いような形になりますけれども、月8,000円という額を考えております。それぞれ説明としては、4,000円というのは、既に市内の社会福祉法人が任意でやっている金銭の預かり事業がございます。そこの平均額を少し上回るような設定をしながら、持続可能な形で金額を設定しています。もう一点、金銭管理の監督に関しては、東京家庭裁判所が成年後見制度の報酬の目安を出しております。その額の半分を少し下回る。成年後見制度よりは少し軽微な事業になるのかなと思いますので、半分を少し下回るような額として8,000円という額を設定しているところでございます。

さらに、費用負担の考え方でございます。もう一度左手に移っていただきたいのですが、 先ほどのフォロワーの3,000円という費用に関しては、本人負担も頂きつつ、そして公費も 重ねる形を考えております。中には生活保護の方もいらっしゃるかと思いますけれども、 全体委員会という我々の検討会議の中で、やはり生活保護の利用の在り方も一つ課題に挙 がりましたので、モラルハザード等を防ぐ観点からこのような応益負担の考え方を取り入 れました。

また右に視点を移していただきたいのですが、生活基盤サービス事業に関しては、日常的な生活に必要となる金銭管理というのは、我々市民誰しもがリスクを抱える可能性があるようなものだと思います。いわゆるお金持ちの方であろうと、生活保護の方であろうと、どのような方でもこのような範囲の金銭管理というのはリスクを抱える。ということは、やはり必要な費用をみんなで分担するような考え方がふさわしいのではないかということで、介護保険と同様の費用負担の割合の考え方で対応したということになります。これらを足し上げると、一番左の事項の黄色いところでございますが、利用者負担の目安というのは月額、御本人さんが負担するという意味ではこのような形になっている次第でございます。

実際にこうした事業の建付けの中で今、2ケースで支援しているところでございます。 左手が高齢者のケースでございます。御本人さんは70歳台で、要介護4、認知症の方でご ざいますが、きちんと事業の説明をさせていただきながら契約内容を理解していただき、 御利用いただいているところでございます。フォロワーは実際に市民後見人を受任されている方。生活基盤サービス事業者は特別養護老人ホームを運営されている社会福祉法人で ございます。それぞれフォロワーの活動や生活基盤サービスの事業の支援の内容は以下の とおりでございます。監督をしているのはリーガルサポートに所属されている司法書士の 方になっております。 もう一点、右手にございますが、障害者のケースも実施しておりまして、こちらは50歳台の女性になりますけれども、知的障害のある方でございまして、市内のアパートで一人暮らし。一応、このアパートはグループホームのサテライトという扱いになっております。フォロワーが市民後見人の講座の修了生ということで、月2回ぐらい訪問しながらいろんな話を聞いていて、そしてフォロワーの活動の後半に書いてある買物の際の悩みというのは、実は事業者ではこれまで分からなかった悩みだそうです。フォロワーが日々いろんなお話をする中で、本人の意思とか選好に関わるところのいろんな声もいただくことができたのかなと考えております。同じように社会福祉法人が支えていただいておりまして、こちらでは通帳や印鑑も全て法人で管理しながら、本人が使いたい金額、使いたいもののお話を聞いた上で、実際に収入と見合いながら、使い道を御本人さんとお話をしながら進めているので、事業者側が金額とか使い道を決めるのでなくて、御本人さんのお話を聞いた上でこういった管理をしているところでございます。このケースに関しては、弁護士に金銭管理の監督をお願いしているところでございます。

最後に、これらを通じまして振り返りと今後の課題というところになります。前提として、まだ2ケース、そして数か月の期間というところでございますので、現段階というところで御容赦いただきたいと思います。

1点目です。認知症や障害など医学的な病状ではなく、御本人さんの望む生活とか抱える課題を捉えることで、御本人が利用の意義を感じられる支援策に成熟させることが可能になると考えております。

2点目です。御本人さんが金銭管理をしてほしいという需要であったり、支援の見通しが立っているような事案であったり、あとは特定の課題が解決したような事案であったり、あとは取引の安定性に特段の考慮がない、つまり、支払い先が我々行政や、公共料金、福祉であると、なかなか争点になることは少ないのかなと思いますので、そのようなケースにおいてこういう事業は有効ではないかなと考えております。

3点目です。認知症や知的障害者の方のケースにおいて特に有効になってくるのではないかと考えております。福祉サービスを利用している可能性の高い認知症の方や知的障害の方の支援として、豊田市のようなスキームを取ることで、そういった方々が抱える課題に対応することができるのではないかと思っております。

4点目です。都市部や地方中心市での権利擁護支援ニーズの対応策になってくるのではないかと考えております。豊田市は中山間地もありまして、そちらの地域ではなかなか民間の福祉の事業所がございません。なので、社協が支えているような状況もあります。こうした中で、今やっているスキームは介護保険や障害福祉サービスの事業者に支えてもらう形でございますので、そうした資源がある程度あるような地域において有益になるのではないかなと考えている次第でございます。

最後、今後豊田市としても、そして皆様方にもぜひ御検討願えればと思う事項を幾つか 御紹介させていただければと思っております。大きく意思決定支援、金銭管理、そして事 業や制度設計という枠組みに分けております。

意思決定支援に関してですが、1点目は、フォロワーと呼ばれるような方々の支援体制や仕組みをどのように確立していくのか。その中では、豊田市においても寄付の活用ということが言われておりますので、そこもどう組み込んでいこうかなということを整理していきたいと思っております。2点目は、この意思決定支援というものを専門的に支援できるような体制や人材も要るのではないか。3点目は、用語の整理というお願いにはなりますけれども、「代行」や「代行決定」、場合によっては「代理」というのは、一般の人からするとよく分からない言葉が日々飛び交うことになりますし、福祉関係者と司法関係者で捉えているものが違うところもございますので、こういったところも整理していただけるとありがたいと思います。

金銭管理に関してですが、例えば長期入院の方であったり、そういった場合にはなかなか福祉サービスの利用が難しい場面がありますので、そうした場面の方を支えるためにも、ほかの事業者にも参画していただく必要があると考えています。さらに、日常的な金銭管理の範囲もまた整理していく必要がありますし、金銭管理の監督をチェック、支援できるような人材・体制の確保。併せて、八尾市も指摘されていましたけれども、御本人さんが窓口に行けない場合の金融機関の対応というところです。こうした課題をぜひ金融庁や金融の分野の方も一緒に議論していただけると良いと思っております。

最後に、事業の設計の部分に関してですが、金銭管理の内容を少し分解しながら、それぞれに応じた事業の役割とか運営財源の見通しを考えていく必要があると思います。そこには日常生活自立支援事業との関係性もございますし、あとは使いやすい制度を考えたときには、契約の基となる意思能力の捉え方をどうしていくかというところも整理いただけるとありがたいと思います。フォロワーの事業と金銭管理の事業を今、セットで使っておりますけれども、もしかしたら分離できるような場面も出てくるのではないか。例えば家族がいる場合でもお金の管理が必要な場合があります。そういった場合にどうするのかということを整理していきたいと思います。残り2点でございます。地域共生社会を目指す中では、市町村には包括的な支援体制づくりが求められておりまして、先ほどの寄付もそうでございますが、この事業もその中でどのように考えていくのかという位置づけ、整理が必要かなと考えております。最後に、成年後見制度も含めて、権利擁護支援の部分で一番行政の課題となっているのは死後の事務の対応でございます。今、公費負担でいろいろな場面をやっている部分がございますが、本事業においてもこういった死後の事務の対応をどうしていくのかということは整理が必要だなと感じている次第でございます。

豊田市の報告は以上とさせていただければと思います。

〇山野目主査 お話の中にありました10ページと11ページの図表が、大変よくわかりました。おつくりになる作業が難儀であったかもしれません。入念な御準備をいただき、有益な御報告を頂戴いたしました。ありがとうございます。

ただいまの豊田市の御報告についての御質疑の時間を設けます。お尋ねがおありの委員

の方は、Zoomの「手を挙げる」機能でアピールをなさってくださいますようお願いいたします。

○青木委員 青木です。御報告ありがとうございました。

13ページのところで、医学的な障害や認知症の程度ではなくて支援に基づくという発想だということが非常に重要だと思いましたが、そうなりますと、これから対象者等につきましては、御本人さんが制度の支援内容をある程度理解できるということではございますけれども、今までのような形での日自の契約が理解できるとか、そういったレベルのはっきりしたものを求めるのか、あるいはニーズによっては様々な判断能力の方であっても対象となり得るのではないかと考えるのか、その辺りについての発想をもう少しお聞かせいただければと思います。

○安藤氏 我々が意思決定支援ということをこの事業のタイトルにしているように、いろんな方の状況に応じて、そして御本人さんが決める能力があるというところを前提に動いておりますので、認知症や障害によって決めていく発想ではなくて、地域で暮らす中でのニーズを捉えることが重要ではないかというところをまずは考えている次第でございます。

ただし、今の青木先生の御指摘の点は事業の設計としてはなかなか難しいなと思います。 我々も行政でありますので、対象者を明確にしていかなければいけないとか、どこまでを 対象にするのかというのはすごく議論が及ぶところでございます。今おっしゃっていただ いたところに関しましては、特に後者のほう、判断能力が不十分な方も対象にしていくと いう中では、成年後見制度を利用している方も将来的には対象になるのではないかと思っ ております。成年後見制度が持っている権限が必要な場合はこういう制度を使いながら、 そして日々の暮らしの部分は、こういった福祉が色濃く出たような事業の中で支えていく ことができるのではないかと思いますので、先生の御質問について今、答えられる段階で はないですけれども、そういった方々も含めて、ニーズとしてはこの事業で捉えられるこ とができるのではないかと思います。引き続き弁護士の皆様の知見も借りながら、対象者 像の整理に努めてまいりたいと思います。

○新井委員 報告ありがとうございました。

まず、意思決定支援を地域生活のレベルで捉えたという点が画期的だったと思います。 2点目が、意思決定フォロワーですが、これは精神上の理由のみならず社会的レベルでも 捉える、社会的障壁も入れたという点、これも非常に画期的だと思っております。今申し 上げた2つは、成年後見の補充性という観点からも非常に画期的な視点を導入していただ いたのだと思います。

それを申し上げた上で質問ですが、そうすると、これまであった日常生活自立支援事業との関係はどうなるかということについて非常に興味があります。つまり、日常生活自立支援事業を豊田市の提案のように改変していくのか。それとも両者を並立するような形でいくのか。あるいはもっと別の形があるのか。その辺りのところはまだ結論が出ていないかもしれませんけれども、方向性みたいなことがあったら教えていただければ幸いです。

○安藤氏 まず、我々の仕組みや考え方に御賛成の意見、高い評価をいただきまして、誠 にありがとうございます。

今の御質問について、結論から申し上げまして、まだ整理ができていないです。ケースがまだ2ケースというところもございますので、今後議論していく必要があると思いますし、あとはこの専門家会議のような場で大きな視点の中で御議論いただければなと思っているところでございます。

その上で、私が今、この2ケースを通じながら感じている部分について御説明させていただければと思います。社会福祉協議会が実施主体となりながら日常生活自立支援事業を実施されているわけでございますが、増大する認知症の方の金銭管理のニーズや、障害者の方も地域移行・定着ということで、すごくニーズが増えている中では、社協の仕組みだけでは支えることが難しいのではないのかと思っている次第でございます。今回の2ケースに関しては、ある程度福祉サービスの体制が整っていたりする方でございますので、言い換えると、わざわざ社協が出張っていかなくてもいいようなケースという捉え方もできるわけでございます。

一方で、そういった方々においても、日常的な金銭管理や意思決定の支えは必要ですので、社協の日常生活自立支援事業で支える必要がある方と、そうではなくこの事業を使うという方を今後整理していく必要があると。その観点としては、認知症の方や知的障害の方は比較的福祉サービスを使っている方が多いので、このような事業で支えることができるのではないかと。他方、発達障害や精神障害の方は福祉サービスを使われていない方もいらっしゃるので、例えば日常生活自立支援事業は今、精神障害の利用者も増えていますけれども、そういうところに少し比重を置くとか。もう一点、豊田市もそうですが、中山間地においては民間の事業者が非常に少ないという状況がございます。そうした地域においては、全国どこの地域にもある社会福祉協議会というリソースを使いながら支えていく、そのような切り分け方もできるのではないかと思います。

申し上げたいのは、日常生活自立支援事業だけで体制をつくっていくことは厳しいのではないかというところから、併存というか、両立という形を取っていくといいのではないかと考えている次第でございます。

○山野目主査 ただいま問題提起をいただいた点も意見交換でまた話題にしていく余地が あるであろうと予想します。

星野委員からの御質問をいただいた後で意見交換に進むことにいたします。星野委員、 どうぞ。

○星野委員 どうも御報告ありがとうございます。この資料を見た段階から、こういった 仕組みが全国各地で出来上がってくると、様々な制度や仕組みの連携、つながりがとても 分かりやすくなるなと思って見させていただいていたのです。

質問が1点ございまして、権利擁護支援専門員というところです。今回モデル事業で金 銭管理の監督というところで重要な役割を担っていると思うのですが、一方で、意思決定 支援に関するサポートというところもあるのかなと思っていて、これは切り離せるようであまり切り離しも難しいのかなというところでは、私は社会福祉士会から出させてもらっている関係もあるのでちょっとお尋ねするのですが、社会福祉士なども今後こういう新しい仕組みの中でどういうふうにこれまでの受任経験を活用することができるかというところが結構話題になっております。そういった意味で、今後これが本格実施になったときに、社会福祉士や福祉関係者等がこういうところに関わっていくということは想定されていらっしゃるかどうか、その辺りをお聞きしたくて御質問させていただきました。

○安藤氏 社会福祉士も我々のこういった事業にぜひ関わっていただきたいなというのがまず率直な感想でございます。その理由として大きく2点ございます。まずは、ぱあとなあという組織で、成年後見制度のいろんな実践を踏まれてきて、もちろん福祉的な範囲だけではなくて、お金の管理の部分を含めて組織立って研修とか、すごく充実した仕組みを持っていらっしゃったりしますので、そういうところで団体として関わっていただくようなこともできるのではないかと思っています。

加えて、今後の充実の話をさせていただければ、まさに意思決定支援のところかなと思っています。社会福祉士が大切に育んでこられたソーシャルワークというところで、御本人さんを中心にしたいろんな支援もございますし、先ほどの事例でもございましたが、御本人さんが実はお店に行くのが怖いというようなお話や意思が出てきたときに、フォロワーではそのお話を聞くだけにとどまってしまうかもしれません。その後の対応としてソーシャルアクションではないですけれども、地域づくりへ発展、還元していく必要もあるのかなと思います。障害者の理解とか認知症の方の理解、そうした地域づくりを進めていく観点を踏まえると、やはり社会福祉士が育んできた視点というところはすごく重要かなと思いますので、そういった観点の中から専門員という立場であったり、それに関するような場面において社会福祉士とか社会福祉士会に御協力いただけるような体制をつくっていけるといいのではないのかなと感じる次第でございます。

○山野目主査 これから後の時間は、ただいま2件の御報告をいただきましたテーマ2、 すなわち、簡易な金銭管理等を通じた地域生活における意思決定支援に関しまして、委員 の皆様から御意見を承る時間に充てます。

今までと同様に、Zoomの「手を挙げる」機能を用いて御発言の希望をお示しくださるようにお願いいたします。

○久保委員 全国手をつなぐ育成会連合会の久保でございます。3つの御報告、大変ありがとうございました。参考になりました。私たちが望んでいるような形に近いなと思うようなところも幾つか感じ取ることができましたので、いい形ができたらいいなと思っております。

私たち全育連としましては、成年後見制度を使いやすく見直していただいているということと並んで、成年後見制度だけに頼らない、地域における権利擁護の仕組みを前々から望んでいるところでございますので、その意味で今回の御提案の総合的な権利擁護支援策、

とりわけ「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」という ことは大変期待をしているところでございます。

この仕組みが知的障害のある人にとってよりよい仕組みになったらいいなと思っているのですが、日常的な金銭管理のサービス、グループホームもそうですし、施設もそうですが、在宅でおられる方も含めて、金銭管理のサービスを提供する主体の一つにぜひ障害福祉サービスの事業所にも役割を担っていただきたいなと思っています。親の団体としましては、日常的に障害のある我が子が使っているところの事業所というのは、安心感を持ってお願いできるところも大変多くありますので、そういう意味ではそういう福祉サービス事業所に役割を担っていただきたい。特に知的障害分野では本人の支援特性を理解して、本人のことをよく知っている福祉サービス事業所が日常的な管理を行うことへの期待、親としてはそういう声が大変多くあります。

ですから、意思決定支援のサポーターの部分も含めて私たちが担えるところもまた担っていきたいなと思っております。私は同じ育成会の中で、これから私たちもお勉強して、市民後見人の資格を取って、そして何らかの形でこの仕組みで私たちもお手伝いをしていきましょうということを皆さんに呼びかけているところでございますので、私たちもそのサポーターとして当事者団体に入れていただきたいと思っておりますし、知的障害のある人の地域生活を支える役割を担うべきだと考えておりまして、育成会に限らず、障害者の家族が活発に活動している地域では意思決定サポーターなどへの協力はできると思っております。

今、大きく分けて2点申し上げましたけれども、そんな形で私たちも担っていきたいと 思っておりますし、また、安心できる金銭管理というところに福祉サービスをぜひ入れて いただきたいと思っております。

〇山野目主査 今のところ施設に入っている方が本人として登場してきている例が多うございますが、久保委員が御指摘のとおり、在宅の方も当然この事業の射程に入ってこなければ完成された姿になってまいりません。その際、意思決定サポーターにどのような人を擁するかという点に関して、福祉サービス事業所など、今、有力なヒントをいただきました。ヒントを頂戴して、今後の検討において活かすということにいたします。ありがとうございます。

○渡邊代理 倉敷市伊東市長代理、渡邊です。課題を分析して新しい仕組みをつくる今の 段階の御発表をいただいて、各市町村にとっても非常に参考になる資料だと思います。あ りがとうございます。

新しい仕組みをつくることも必要なことは分かるのですが、現在の日自の課題を、実施 主体である社協と市町村が検討するプロセスも必要ではないかというところを申し上げた いと思います。令和2年度に行われた日自の制度と成年後見制度との連携の在り方等につ いて、調査研究事業がありましたけれども、日自の課題については、予算や人材の不足が 課題として挙がっているけれども、そのことについて市町村と課題を共有していないと答 えた社協が多くありました。8割ぐらいあったと思います。それは市町村側からですが、 社協と特に検討していないと答えていました。本市においても日自との連携が必要である ことは、中核機関を立ち上げた後、令和4年度、今年度から協議を始めたところです。第 二期計画には成年後見制度との連携についての記載もありますが、社協が実施主体である こともあって、多くの市町村が連携の取組についての協議はできていないと思います。現 状の課題整理を、実施主体の社協と市町村が行うということは、例えば県単位での協議課 題にもなり得ると思いますので、こういうところも考えていく必要があると思います。

もう一点、申し上げたいのは、このモデル事業のような新たな仕組みをつくり出す余力がある市町村というのは多くないと思います。八尾市さんは社協が重層もされているということですが、本市も同様で、どちらかというと後見よりも重層に今は力が入っているという状況がございます。今日御発表いただいたモデル事業の中でも日自の必要性、すみ分けだったり、その事業の必要性というのはもう表れていると思いますので、日自が必要な場面や対象等も整理を同時にしながら、この新しい仕組みを考えていく必要があると思います。

〇山野目主査 伊東委員代理、渡邊さんからおっしゃっていただいたことは、類似の観点を質疑の際に新井委員からも御指摘いただいておりますから、意見を承ってそのままということにしないほうがよろしいと考えます。本日段階のもので結構ですから、厚生労働省の所見、それから実際になさっておられる八尾市、豊田市の現在時点での見立てを簡潔におっしゃっていただきたいと望みます。

○松﨑成年後見制度利用促進室長 厚生労働省です。

日常生活自立支援事業の実施の強化ということは重要な視点だと考えております。第二期成年後見制度利用促進基本計画では、日自の効果的な実施などに関する検討を行うといった記載がございます。今年度、関連する研究事業を行っているところでありまして、そちらで市町村の委員や社協の委員を交えながら検討を行っているということです。

また、新たな検討に関する点についての御質問がありました。新たな権利擁護支援の検討ということですけれども、認知症の高齢者のニーズに対応しなければいけないことは皆さん共通課題として認識されているものと思います。一方で、どうしていいか分からないということが現状かと思います。我々としましては、最初に御紹介しました昨年度の研究事業の中で、モデル事業実施に当たっての検討事項や留意点の整理をしております。併せて、月に一度、モデル事業に関して自治体との意見交換を行いながら意識合わせを進めております。加えて、今回のワーキングというものもございます。こういった様々な機会を設けておりますので、各自治体の皆さんにおかれましては、ぜひこのモデル事業に参加していただいて、課題を抱え込まずに、一緒に解決に向けて取り組んでいただければと思っております。以上でございます。

○山野目主査 承りました。実情の観点から、まず八尾市のほうから何かお話があれば承ります。

○岡本氏 私たちはモデル事業をさせていただく中で、一番最初に各種制度の整理をさせていただきました。その中で市のほうが日自の課題を何も把握していなかったということを本当に痛感したところでございます。そういった意味では、先ほど豊田市のほうからも報告がありましたけれども、社協の日自だけではない仕組みをつくっていくということに非常に意味があると思っているところでして、それは例えば先ほども紹介もさせていただいたのですが、障害者の方であるとか、対応が増えていく中で、金銭管理をする。例えば月に1回訪問するだけでいいような人も実際はいらっしゃるのだけれども、誰かの関与は必要だというような方について、例えば市民さんとかにも協力していただけないかという視点で、今、モデル事業をさせていただいているところとしっかりすみ分けをしていくということもあるかと思います。

逆に、日自を検討する中でいろんな現実も見えてきました。社会情勢がどんどん変わってきている中で、例えば日自で社協さんが金銭預かりをしているのだけれども、預かっている方そのものが何とかペイみたいなもの、電子マネーで全部使ってしまって、通帳の中身が空っぽみたいなケースも既に出てきているのです。管理していることの意味がないではないかということもあって、時代の流れに沿って事務であるとか見直しをしていくというところは、新しい仕組みを考えるだけではなくて、日自そのものも検討していく段階に来ているのかなと私自身も感じているところでございます。

ちなみに、重層的支援体制につきましては、八尾市のほうが市で旗振りをしておりまして、社協のほうが中核機関で権利擁護のところを中心にやっているところと連携しているという体制を取らせていただいているところでございます。少し補足でございました。

- ○山野目主査 ありがとうございます。豊田市のほうは、先ほど新井委員との質疑応答で も関連の御議論をいただきましたが、何か補足がおありでしょうか。
- ○安藤氏では、端的に先ほどとは別の観点を申し上げたいと思います。

まず1つ、我々仕組みづくりをする行政として考えている部分でございます。社会福祉協議会の人員体制、人員の増員調整というのはなかなか難しい現実がございます。我々公務員も定数の管理がありますけれども、それに近いものが社会福祉協議会にもある地域が存在しているという認識でございます。少なくとも豊田市ではそうでございますし、私の知っている幾つかの市町村社協においてもそのような状況をお伺いしているところでございます。予算がつけばとかニーズがあれば人員を潤沢に増やせるという形ではないということも踏まえながら、社会全体でどう支えていくのかというところを考えることが必要かと思います。

もう一点は、これを我々がやっていく中で例えば様式をつくったり、研修の仕組みとかも併せて検討しているのですけれども、それはかなり労力が必要でございます。厚生労働省では、モデル事業を実施する自治体をぜひ増やしていただいて、その中での共通項とか一般化が図れるものは、例えばマニュアル化とか様式を統一していただくとか、そのようなことをやっていただくことによって、労力なく市町村が参画できるような体制をつくっ

ていただけるといいのではないかと思います。

〇山野目主査 今、意見交換をしていただいた課題は重要なお話でありまして、基本は第 二期基本計画にありますとおり、日自を引き続き育ててまいりますし、それから日自に限 界があるというところを見据え、整理した上で、新しい仕組みも考えていくということで あろうと考えられますけれども、ただいま御指摘いただいたような幾つかの課題がござい ます。このワーキングとして引き続き見ていかなければいけない課題の御指摘を明瞭にい ただいたと受け止めます。どうもありがとうございます。

続きまして、永田委員、お願いします。

○永田委員 私のほうからは後半の2自治体のモデル事業について、いわゆる赤の団体「おかねのみまもり」とか金銭管理をされている団体さんのお話を聞いている中では、費用負担も含めて介護保険サービスとか障害福祉サービスのメニューに入れて進めていくようなことができるのではないかと思ったところです。

一方、青の「おもいのみまもり」、意思決定支援をするフォロワーさんのほうは、いわゆるサービスのような枠を明確にし過ぎてしまうことが難しいのではないかと感じました。要するに、地域福祉的な取組として進めていくことのほうがよいのではないかと感じたところです。つまり、青いほう、フォロワーさんというのがどこまで何をするのかということをサービスという形でかちっと明確にし過ぎてしまうと、意思決定支援ということが逆に難しくなってしまうのではないかとか、例えば信頼関係をしっかりつくるに当たって、最初は少し突っ込んで関わっていくとか、そういったことも必要になってくるのかなということを感じたところです。

〇山野目主査 青の役割をあまりぎっちり決めないほうがよいだろうという観点は、私も 同様の見立てが頭を過ります。

○花俣委員 どの報告も必要とされる実態から取り組まれたモデル事業等において、それ ぞれ丁寧な御報告をいただいて、ありがとうございました。それぞれの御報告、現状が整 理されると同時に、課題も明確化されたのかなと思っています。

そこで意見ということで、資料2の3ページの②のところです。これは今、久保委員とか永田委員からの御意見にもありましたし、豊田市さんからの御報告にもあったのですけれども、日頃の暮らしぶりとか人となりとかをより深く理解してくださっているであろう介護保険サービス事業者等に、例えば認知症の高齢者であれば、そういう方たちに金銭管理を担ってもらう方向でぜひ前向きに検討していただきたいと感じました。

その場合、必ずしも全ての事業者が善意の方々とは言えない、言いがたいというところも非常に心配されますので、あまりよろしくない事業者が参入してくる場面が想定されたときには、身寄りのない人については、先ほどお話に出ていました青のサポーター、豊田市さんの場合はフォロワー、八尾市さんの場合は「おもいのみまもり」とか、緑の監督・支援団体というところになるのでしょうか、そういった方々が本人の思いを赤の事業者に伝えられるような、そんな工夫があればいいのかなと思いました。

もう一点、金融機関については、認知症の高齢者への対応に困っている実態、先ほど八 尾市さんからの御報告にもありましたとおり、そういった実態が日頃からたくさんあるか なと思っています。そこで、ぜひ一度金融機関においてどのような取組をされているのか も含めて御報告を聞いてみたいなと感じています。具体的には、金融機関としての取組に ついて報告をいただくとか、あるいは意見交換を開始できるとか、そんな方向で御検討い ただくことを希望したいと思っています。

〇山野目主査 花俣委員の御発言の最後にありました御要望に関しましては、類似の観点が豊田市からのお話にもありましたし、水島委員からの質問の中にもありました。この会議が終わる際、私から事務当局に対して要請する事項がございますから、その際に触れたいと考えております。

○中村委員 お二方の説明、大変参考になりました。ありがとうございました。

時間の関係もありますので簡潔にお話しします。生活基盤サービス事業者の金銭管理、その部分を法人とか施設が担っていくというところになったときに、意思決定支援と相反する部分が出てくる可能性があるのではと感じました。日常的に関わっていく中で専門職機関としては、あるべき姿とか望ましいというような気持ちが出てくると思います。そのとき、本人に寄り添った意思決定支援の支援者の方であれば、ここまでは許容範囲として何とかしてあげたいと思ったとしても、利用されている本人は日常的に関わっている施設側の意向を優先してしまう、受け入れてしまう可能性がないのか。そういうときには、コーディネート役を多分この相談機関とか委員会が担うのかもしれませんけれども、意思決定支援の側にそれを支える仕組みとか、この方々が本人に寄り添うというところのバックアップの仕組みがもう少ししっかり見えてくればいいのかなと思いました。あと、この方々については、いろんな福祉サービスを受けている可能性があると思いますので、それに関わっている専門職、ケアマネや相談支援事業の専門職の方々は意思決定支援の研修会を受講していくと思いますが、こういう仕組み自体について勉強する場というのも取っていただければなと思います。

もう一点、久保委員もおっしゃっていましたが、私のほうも今、ケアラーやヤングケアラー支援にも関わっているのですが、その方々と関わる中で、自分たちが経験した体験を生かしていきたい、そして本人に寄り添ってきたということを生かしていきたいという声を聞きます。そういう中では、当事者の方々、当事者と一緒にいる方々がフォロワーとして、また、こういう事業にもっと積極的に参加できる仕組みをつくっていただければ大変ありがたいと思います。

〇山野目主査 久保委員からのお話に続いて、ヤングケアラーというキーワードも今、中 村委員からいただきました。ありがとうございます。

○西川委員 私の意見は永田委員と少し重なる部分があるのですが、青いフォロワーある いはサポーターの役割をどう考えるのかということです。一方で、あまりかちっと決めな いほうがいいと私も思いました。他方で、八尾市さんからの報告にもありましたとおり、 市民後見の関わりと違って、対象となる方も違うし、関わり方に違和感を持つ部分があるだろうというところも予想されます。そういうときに、例えば後見人としてであれば、ある程度標準的な事務というものが想定されていると思うのですけれども、それがない中で、手探りで役割を決めていくというのは非常に難しいのだろうなと思います。そこはモデル事業でまさにいろいろ試行しながら標準的な事務を定着させていかなければいけないところであり、課題なのかなと感じました。そのように考えたときに、もう一つ、監督・支援団体、緑の団体も同じことで、そことのバランスが求められるのだと思います。それが大きな課題なのかなと。感想のようなものですけれども、私からは以上です。

○山野目主査 恐らく青はあまり先走ってぎちぎちのルールを決めないほうがよいとともに、緑のところは、今、最後の課題として残されている側面もありますけれども、柔軟性はもちろん求められるにしても、法制化はきちっとしなければいけないところがここなのではないかということを感じます。西川委員にも引き続き御相談を差し上げていくようなことも個別の場面であるであろうと考えます。引き続き御協力方、お願い申し上げます。 ○住田委員 私からも今日の御報告について意見を述べさせていただきます。

まず、貴重な取組の御報告ありがとうございました。八尾市さんの「おかねのみまもり」についてですが、金融機関のCRSと言われる企業の社会的責任においては、法令遵守や社会、地域貢献に多くの金融機関が取り組んでいる中で、特に地域の銀行の取組では、地域、社会貢献を行う目的の9割が地域との共存共栄を理由としていることが特徴的であるという調査結果がニッセイ基礎研究所の資料にもありました。この社会貢献活動では子供への金融教育とか環境保全などの取組が多くありましたが、地域との共存共栄という付加価値をつけた金融機関の本業に関連するこの事業への参画については大変重要と考えます。今日の報告にもありましたように、現在金融機関においては店舗の統廃合や集金の廃止などが進む中、金融機関のリスク回避や不正防止などの検討も必要になると思いますが、金融庁がしかるべき指針を検討して、実現に向けて協力していただきたいと思います。

豊田市の取組につきましては、実際に施設がお金を管理しているケースが多くあるため、 仕組み化することで透明性や不正防止の観点からも事業者、利用者双方にとってメリット があると思いました。また、意思決定支援者であるフォロワーは、公的な機関の関与によって質の担保が図られ、信頼される市民による権利擁護活動につながることが期待されます。その上で、課題として考えられることが、後見人のような権限もない中で、資格や専門性を持たない市民が活動する困難さが生じるかと思います。そのような課題に対応して、研修や周知活動などにより関係者が理解し、フォロワーを尊重して受け入れる体制をつくることが大切かと思います。今後の期待として、施設がより地域に開かれて、さらにフォロワーの意思決定支援の取組により、金銭管理を通して本人の思いを聞く中で、障害者権利条約の勧告にある脱施設につながるような取組につながっていくこと、広がりのあるイメージを描けるのではないかなと思いました。今後の成果を楽しみにしています。

○山野目主査 おっしゃった多岐の御指摘がいずれも重要でありますとともに、その中に

ありました金融機関の問題については、御案内しているように最後に申し上げることにい たします。ありがとうございます。

○新保委員 どうも発表ありがとうございました。とてもすばらしいなと思いました。 八尾市さんのほうでは毎日来る方とか、ちなみに、私は発達障害のサポートをしている ので、多分毎日行くだろうなというのはよく分かります。

また、豊田市さんでは社会的障壁ということを入れて、ピンポイントで大正解かなと思っています。また、この制度を使う方々が多い団体でもあるし、発達障害プラス二次障害としての精神障害の方がすごく多いので、こういう方がこういう制度を使わなければいけないのですが、足を運ぶということに恐らく相当遠いのだろうなと思ったので、1つお願いがあったのです。実は社協さんの日自というのも結構ハードルが高くて、なかなか行っていただけなくて、今、私の地域で少しやっているのは、相談支援センターという窓口をつくって、そこに集めてもらって、実際何人かが日自に近いことをやるのですけれども、当然正式なものを持っていないものですから、金融機関などへ行くととても難しくなってしまうということなので、一旦その窓口をつくって受けていただいて、サポートもつけていただくというのも手なのではないのかなと思っています。

あと、各地域の私たちみたいな発達障害のサポートのマネジャーというのは国がつくっていると思いますので、そういうのと連携していただくと、対応なども独特のものがあると思うので、もしモデルをやるときなども使っていただければやれると思います。1回ちょっと違う窓口をつくるというのも日自ではあるのかなと思いますので、相談支援センターみたいなところに持たせるというのも御検討いただければなと思います。

あと、金融機関にぜひハードルを下げていただきたい。もう少し我々も入れる窓口をつくっていただければなと思っています。意見ということで聞いていただければと思います。 〇山野目主査 各地の発達障害のマネジャーの方々と意見交換をしなければならないということは、御指摘のとおりでありますから、これからもっと本格的に進んでいくに当たって、そのことに必ず留意しなければいけないと感じます。

○水島委員 八尾市のケースで提示された金融機関の課題については、既に皆様が言及されておりますので、私としては地域生活における意思決定支援の部分に焦点を絞って発言いたします。

本人が心からの希望に基づいて意思決定を行い、周囲もそれを尊重しながら、本人が地域の中で生活をしていくための重要な要素として、少なくとも3点挙げられるのではないかと今回の各発表を聞いて感じました。

1点目は、本事業の目的を達成するためには、豊田市における意思決定フォロワーのような、本人のマイクやスピーカーとして、共に行動できる存在、いわゆるアドボケイトが必要だということです。すなわち、支援者目線とは異なる当事者目線に近い立ち位置で動くことのできる存在を作り出すことが重要と感じました。

2点目は、このような活動を行っていきますと、本人の価値観や選好が反映された、本

人の心からの希望が出てくることもあるでしょう。結果として、本人の思いと他者の思い との間で「健全な対立」が生じることも想定されます。この場合に、権利擁護支援委員会 が適切に調整、対応できる仕組みを作っていくことが重要だと思います。

3点目は、何よりもこのような仕組みを支えていく上では、中村委員、新保委員のご発言にもありました「当事者の参画」が重要です。加えて、当然ですが、本事業のみで意思決定支援が完結するものではなく、ケアマネや相談支援専門員、医療関係者、地域の皆様も含め、本事業への理解を深めていただくことが必要です。そして、各種の意思決定支援ガイドラインの趣旨に沿って、本事業も組み込んだ形で、積極的に意思決定支援チームの構築を図っていただくことを期待したいと思います。

1点目の意思決定サポーター、豊田市でいう意思決定フォロワーについて補足します。フォロワーは、成年後見人のように法的権限がある存在でもなく、金銭管理を行う存在でもありません。だからこそ、当事者の視点に敏感になり、本人の立ち位置にとことん立った活動が期待できるのではないかと思います。先ほど申し上げた本人のマイクやスピーカーとしての役割を果たしていく上では、永田委員のご指摘のとおり、サービス提供者としての支援者とは少し異なる立ち位置を意識することが必要ではないかと思います。ぜひモデル事業の実施自治体の皆様においては、こういった観点も含めて引き続き取り組んでいただければと存じます。

○山野目主査 各委員から本日お出しいただいた意見のかなりの部分をまとめていただくようなお話を今、水島委員から頂戴することができました。ありがとうございました。

テーマ2の簡易な金銭管理等を通じた地域生活における意思決定支援について、ここまで議論いただいてきたところであります。

今、予定された終了時刻を若干過ぎたところになっておりますけれども、委員の皆様方に議事進行上お許しをいただきたいことがございます。あと2つのことを済ます限度で延長をお許しいただければありがたいと考えます。2つ目は事務連絡ですが、1つ目は今すぐお諮りする事項であります。総合的な権利擁護支援はテーマが3つありまして、本日はテーマ2と3については御議論いただきました。そして、長野、八尾、豊田の実例のお話もいただきました。もう一つのテーマであるテーマ1「地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組」に関しては、本日御報告する実例のようなものは用意しておりませんけれども、このワーキングの会議がたびたび開かれるものではありませんから、何か御意見をお持ちでいらっしゃる際は承っておいた上で、この後の事業の進行に活かしていくということにしなければなりません。あまり時間を割くことができませんけれども、この点について話題にいたしたいと考えます。これら2点の限度での延長のお許しをいただきたいと恐縮ながらお願いいたします。

それでは、早速テーマ1の「地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組」に関して、何か御意見、御要望等がおありの委員がいらしたならば、御発言を承っておきたいと考えます。いかがでしょうか。

○上山委員 実は先ほどの問題とも関連するのですけれども、今後の大きなテーマとして、あるいは期待として多様な主体の参画という部分がまだ不十分ではないかと今日の会議を聞きながら感じました。例えば、青の意思決定サポーターについても、市民後見ベースでやってきているということもあって、ピア・サポートや当事者団体の関わりという視点がまだまだこれから課題かなと思いました。それから、赤のサービス事業者とも関わるのですが、2021年の銀行法改正で銀行の子会社が地方創生に関する子会社を持つことができるようになって、その業務の内容として地域と連携した成年後見が業務範囲に入ることになったはずなのですが、その点について必ずしも目立った動きが全国的にもないように感じておりまして、それから先ほどの赤のサービス事業者をさらに拡張していく点、しかも、その点で当の銀行が大きなネックになっているという点を考え合わせますと、銀行子会社等の活用を積極的に考えてみたらいかがだろうかというのが私からの提言でございます。○山野目主査 上山委員からのお話を聴いておりまして、少し議事進行を無理をしてもテーマ1についてお諮りしてよかったと感じました。どうもありがとうございました。

それでは、あとは連絡事項を残すのみで、事務局のほうに御発言をお願いしますが、この際、私のほうから厚生労働省事務当局に対して要請があります。八尾市、豊田市の報告にもあったかもしれませんが、本日、たびたび何人かの委員から触れていただいて、また示唆もしていただいた金融機関との対話のことでございます。 2 点申し上げます。

1つは、何よりもこの第二期基本計画は単に厚生労働省がつくった文書であったり専門家会議がつくったにとどまったりする文書ではありません。閣議決定されたドキュメントであります。政府が一体として取り組まなければいけないということになっているものでありますから、もちろん銀行や信用金庫との対話も重要ですが、政府として取り組んでいく中で、厚生労働省のほうから金融庁にお声がけをし、ここで委員の皆さんが議論して悩んでいるところを金融庁においても共に悩んでいただいて、意見交換をする何らかの段取りを考えて欲しいと望みます。

もう一つ添えますけれども、そういうふうに申し上げる趣旨は、何も金融機関のほうに ぜひお願いします、頼みますよという話ではなくて、実は金融機関の側もこの分野、領域 において何か施策の前進がないと非常に困っているであろうと感ずる部分がございます。 決して金融機関に対するお願いという文脈の話ではなく、一緒に悩んでいただき、どなた にとっても有益である解決を探すためのお声がけをすれば、共に知恵を出してもらえるの ではないかということも感じます。そういう観点からも厚生労働省事務当局に対して先ほ どのような要請を差し上げますから、このワーキングの運営に関連する事項として御留意 いただき、御努力をなさっていただきたいと望みます。

次回の会議日程等を含め、事務連絡の御案内を事務当局からお願いします。

○松﨑成年後見制度利用促進室長 事務局です。

今の山野目主査からの御要請に関しましては承りました。

今後の予定でございます。次回、第2回「総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・

グループ」は、本年6月頃の開催を予定しております。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に委員の皆様に御確認いただきまして、その上でホームページに掲載いたします。

〇山野目主査 おおよそ10分の超過がございまして、お忙しくていらっしゃる委員の皆様には御迷惑をおかけいたしました。さりながら、本日は委員の皆様におかれては大変熱心な有益な意見交換をしていただくことがかないました。また、御報告を頂戴した長野県、長野県社会福祉協議会、八尾市、豊田市の皆様におかれましては、行き届いた御準備、それから本日の口頭発表を頂戴することがかない、誠に有益な意見交換を支えていただくという御労を頂戴いたしました。改めて深く御礼申し上げます。

これをもちまして「総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ」の第1回会議をお開きといたします。どうもありがとうございました。